

## 11月定例教育委員会 付議案件表

### 1. 教育長報告

### 2. 議案

番号	案件名	課名
15	直方市学校規模適正化基本計画案について	教育総務課
17	12月補正予算について	各課
18	美術館協議会委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課

### 3. 協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

### 4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	こども育成課
2	直方市文化施設指定管理者の指定について	文化・スポーツ推進課
3	直方市中学校部活動地域展開等検討委員会の答申について	文化・スポーツ推進課

### 5. その他

- 12月行事について(学校教育課 当日配布)

- グローバル人材育成進捗報告 (学校教育課)

- 会議録署名委員の指名について

## 教育委員会行事報告

令和7年10月15日～令和7年11月11日

10月	15	水	九州都市教育長協議会 第1回理事会（のがみプレジデントホテル）	
	16	木	九州都市教育長協議会 定期総会並びに研究大会（のがみプレジデントホテル）	
	17	金		
	18	土	小学校運動会（直方北小、直方西小、下境小）	
	19	日	小学校運動会（感田小）	
	20	月		
	21	火	臨時校長会議（直方市役所）	
	22	水	令和7年度 暴力追放！地域安全推進！住民総決起大会（光陵グリーンパーク）	
	23	木		
	24	金	福岡県市町村教育委員会連絡協議会第2回役員会（福岡県庁）	
11月	25	土	こども音楽祭・直方市英語発表会（ユメニティのおがた） 福岡県人権・同和教育実践交流会（ユメニティのおがた） 福岡県人権保育研究集会（ユメニティのおがた）	
	26	日	武蔵川部屋すもう教室（多賀神社） ハートフル奨学金審議会（直方市役所）	
	27	月		
	28	火	県指定道徳研究発表会（遠賀南中）	
	29	水	部活動地域展開検討委員会からの答申書受領（直方市役所）	
	30	木	市管理職等面接（直方市役所） 武蔵川親方市長表敬訪問同席（直方市役所） 九州管楽合奏団公演（子ども育成課幼児教育事業）（ユメニティのおがた）	
	31	金	共産党市議会議員面会（直方市役所） 市管理職等面接（直方市役所）	
	1	土	小学校運動会（植木小、直方東小）	
	2	日		
	3	月	直方市文化連盟 小中学生俳句・作文コンクール表彰式（直方市中央公民館）	
	4	火		
	5	水	定例校長会（直方市役所） 市管理職等面接（直方市役所）	
	6	木	学力向上推進拠点校指定事業最終報告会（直方二中）	
	7	金		
	8	土		
	9	日		
	10	月	北九州地区市町教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会（北九州教育事務所）	
	11	火	定例教育委員会（直方市役所）	

## 教育委員会行事予定

令和7年11月12日～令和7年12月9日

11月	12	水	市長表敬訪問同席(Sjjif World Jiu Jitsu Championship 2025優勝報告) (直方市役所)	
	13	木	定例教育長会（北九州教育事務所） 市町教育委員会教育長と県幹部との意見交換会（北九州教育事務所） 高校生平和大使市長表敬訪問（活動報告）（直方市役所）	
	14	金		
	15	土		
	16	日		
	17	月	これから授業研修会（会場未定）	
	18	火	市長表敬訪問同席(第四回 JKKF 日本硬式空手道全日本選手権大会入賞) (直方市役所)	
	19	水		
	20	木		
	21	金	定例記者会見（直方市役所）	市議会12月 定例会告示
12月	22	土		
	23	日		
	24	月		
	25	火	直方市表彰式（直方市役所）	
	26	水		
	27	木	三中校区小中一貫教育初年度発表会（直方三中）	
	28	金		市議会 提案説明
	29	土	直方南小学校創立150周年式典（直方南小） 北九PTAブロック研修会（ユメニティのおがた）	
	30	日	教育センター研友会総会・研修会（ユメニティのおがた）	
	1	月		一般質問
	2	火	定例校長会（直方市役所）	一般質問
	3	水		一般質問
	4	木		一般質問
	5	金		
	6	土	海外派遣事業報告会(直方市役所)	
	7	日		
	8	月		質疑
	9	火	定例教育委員会（直方市役所）	委員会

# 直方市学校規模適正化基本計画

## 2025.11.05 修正（案）

直方市教育委員会

年 月

## 直方市学校規模適正化基本計画

### 第1章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

1. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的
2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

### 第2章 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数の推移と将来推計
2. 学校規模の現状と今後の見込み
3. 学校施設の状況
4. 学校と地域の関係
5. 学校施設・学校運営面での教育課題

### 第3章 直方市が目指す学校像

1. 直方市が目指す学校教育

### 第4章 直方市学校規模適正化基本計画

1. 直方市の目指す学校規模
2. 2050年における直方市の適正な学校数・学校配置
3. 学校規模適正化へのロードマップ

### 第5章 学校施設整備の基本的な考え方

1. 学校施設等の目指すべき姿
2. 学校施設整備の基本方針
3. 学校施設整備の優先順位

### 第6章 推進に向けて

1. 今後の進め方
2. 部局横断的な検討体制
3. おわりに

«資料編»

(参考資料)

- ・直方市教育大綱
- ・直方市学校規模適正化基本指針
- ・直方市学校規模適正化基本計画検討委員会答申書、報告書
- ・**校区別、年齢別人口調べ**

(関係法令 拠粹)

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学校教育法施行規則

## 第Ⅰ章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

### I. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的

直方市には、直方市立小学校 11 校、直方市立中学校 4 校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒は、4,306 人（児童数 2,766 人・生徒数 1,540 人）（令和 7 年 5 月 1 日時点）です。

30 年前（平成 7 年 5 月 1 日時点）の児童生徒数は、6,716 人（児童数 4,338 人・生徒数 2,378 人）でした。この 30 年の間、児童生徒の数は大きく変化していますが、市立小中学校の設置数は変わっていません。また現在、学校により児童生徒の数に差が生じていること等により、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

令和 6 年 8 月に、直方市教育委員会において「直方市学校規模適正化基本指針」（以下「基本指針」という。）を決定しました。

基本指針では、直方市が学校規模適正化に取り組むにあたっての「前提となる考え方」、「基本的な考え方」を示した上で、「直方市の目指す学校教育」について定めました。

基本指針は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について、主に【教育的な観点】から検討し、児童生徒の教育条件を改善するためにゆずれない部分を定めたものです。

基本指針を踏まえ、直方市の学校規模適正化の取り組みをもう一段階前に進めるために、直方市学校規模適正化基本計画検討委員会からの答申や、パブリックコメント、直方市長との協議等を経て、直方市教育委員会は、直方市学校規模適正化基本計画を策定します。

## 2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

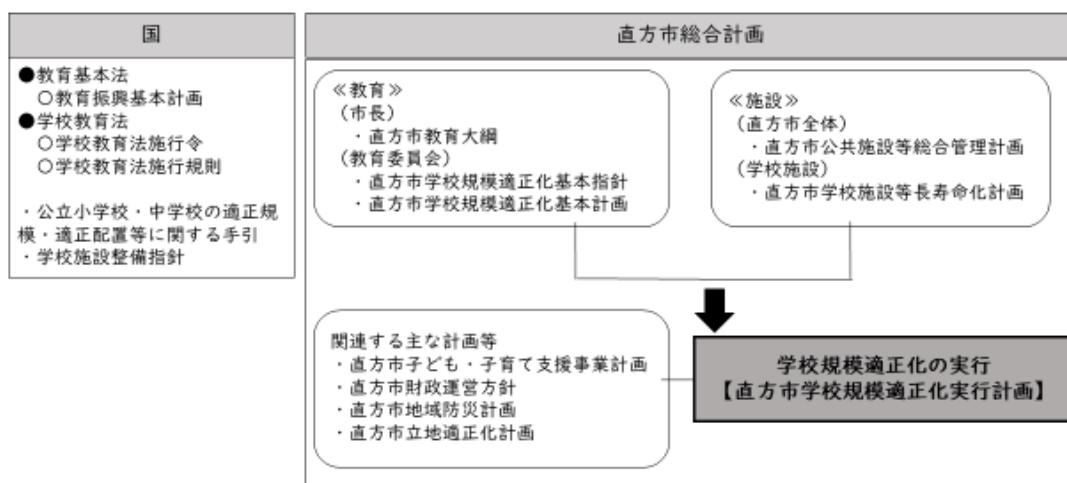
政府は、教育基本法に示された教育の理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定しています。

教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法において学校教育の枠組みや義務教育の目標が定められ、それらの具体的な実施のために、学校教育法施行令や学校教育法施行規則が定められています。

直方市は、教育振興基本計画を参照し、令和2年2月に直方市教育大綱を策定しました。直方市教育大綱を踏まえ、直方市教育委員会において、令和6年8月に基本指針を決定しました。

直方市学校規模適正化基本計画（以下「基本計画」という。）は、

- 「1. 直方市の目指す学校規模」を定め、
- 「2. 直方市の適正な学校数・学校配置」の方向性を示し、
- 「3. 学校規模適正化へのロードマップ」を描くものです。



基本計画決定後は、直方市学校規模適正化実行計画（仮）（以下「実行計画」という。）を策定した上で、学校規模適正化を実行していきます。

実行計画は、基本指針、基本計画を踏まえ、児童生徒数の予測をした上で、直方市の適正な学校数や配置に係る校区再編や学校統合について、今後の具体的なプランを描くものとします。

実行計画は、学校施設についての整備方針、整備の優先順位、整備計画（時期）、コスト等（＝「直方市学校施設等長寿命化計画」の内容）を内包するものとします。

## 第2章 学校を取り巻く現状と課題

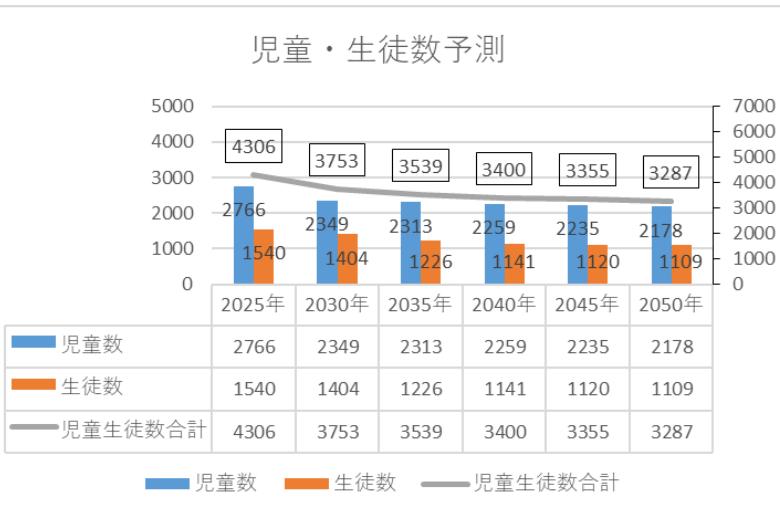
### I. 児童生徒数の推移と将来推計

直方市には、直方市立小学校 11 校、直方市立中学校 4 校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒は、4,306 人（児童数 2,766 人・生徒数 1,540 人）（令和 7 年 5 月 1 日時点）です。児童生徒数は、減少しており、今後も減少が予測されています。

児童・生徒数推移（各年5月1日時点）



児童・生徒数予測



2025 年は、実数

（2025.5.1 時点）

2030 年以降は、予測

（「住民基本台帳データ」

「日本の地域別将来推計人口

（令和 5 年推計）」より）

また、予測を上回るペースでの人口減少や、少子化が進行しています。

	0~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	直方市の人口総数
実績数	1,740 人	2,224 人	2,599 人	54,263 人
予測数	1,889 人	2,247 人	2,546 人	54,692 人
実績数-予測数	▲149 人	▲23 人	53 人	▲429 人

実績数：直方市「令和 7 年度の人口と世帯数」の「令和 7 年 9 月年齢別人口」より

予測数：「日本の地域別将来推計人口 令和 5 (2023) 年推計」の「都道府県・市区町村の男女・年齢（5 歳）階級別将来推計人口」より

各年 3 月 31 日現在の 0 歳人口（各年の「年齢別統計表」より）

2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
470 人	434 人	432 人	395 人	411 人	382 人	380 人	364 人	317 人	298 人

## 2. 学校規模の現状と今後の見込み

令和7年5月1日時点において、基本指針で定めた学校規模の分類の定義に従うと、直方市の小学校、中学校は次のように分類されます。

小学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数（通常学級）（学級編成標準による学級数） (令和7年5月1日現在)	
過小規模 (1~5学級)	4学級	中泉小※1
小規模 (6~11学級)	6学級	南小、西小、福地小
	8学級	下境小、東小
	11学級	植木小
標準規模 (12~18学級)	12学級	北小、新入小
	17学級	感田小、上頓野小

※1) 複式学級解消のために、6学級で運営

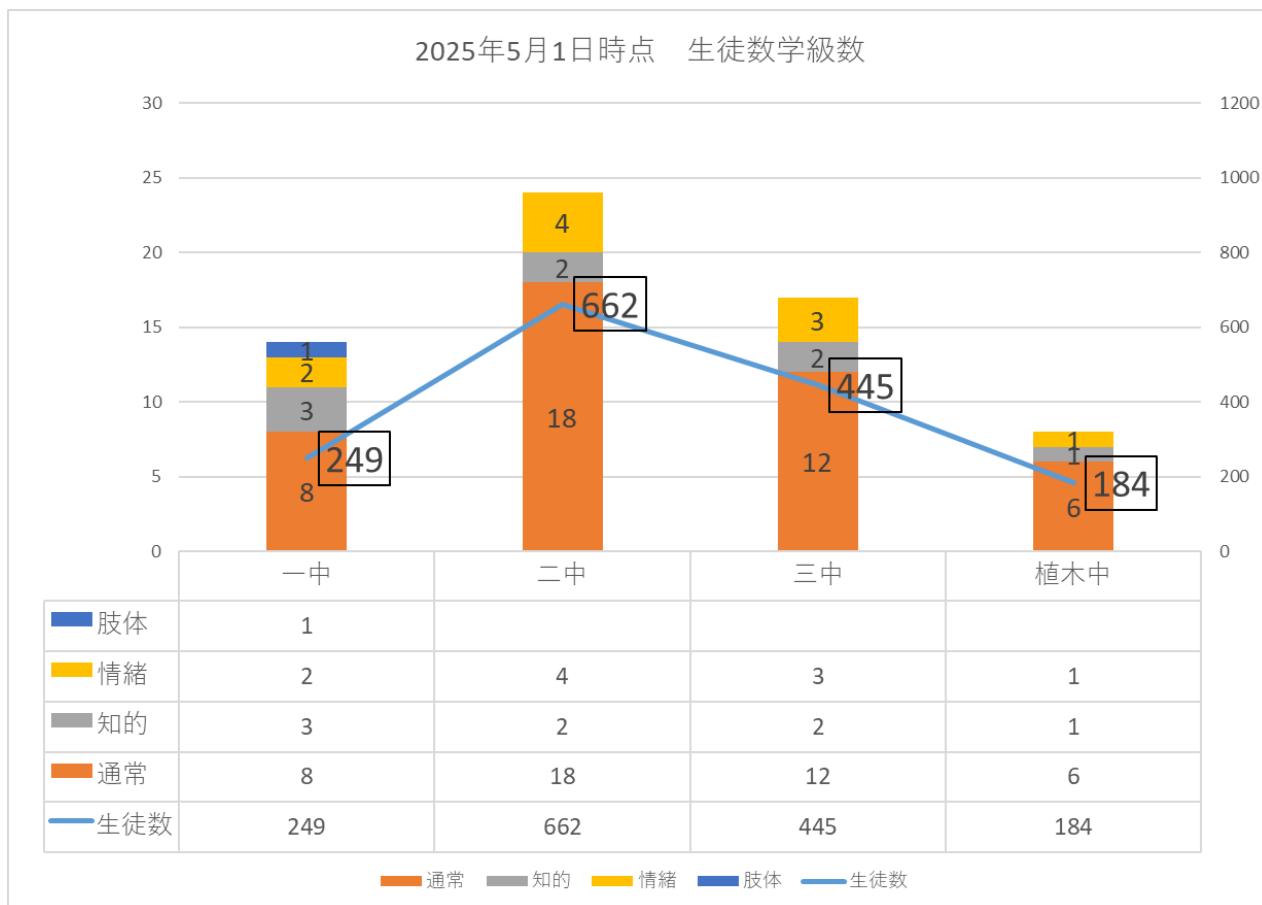
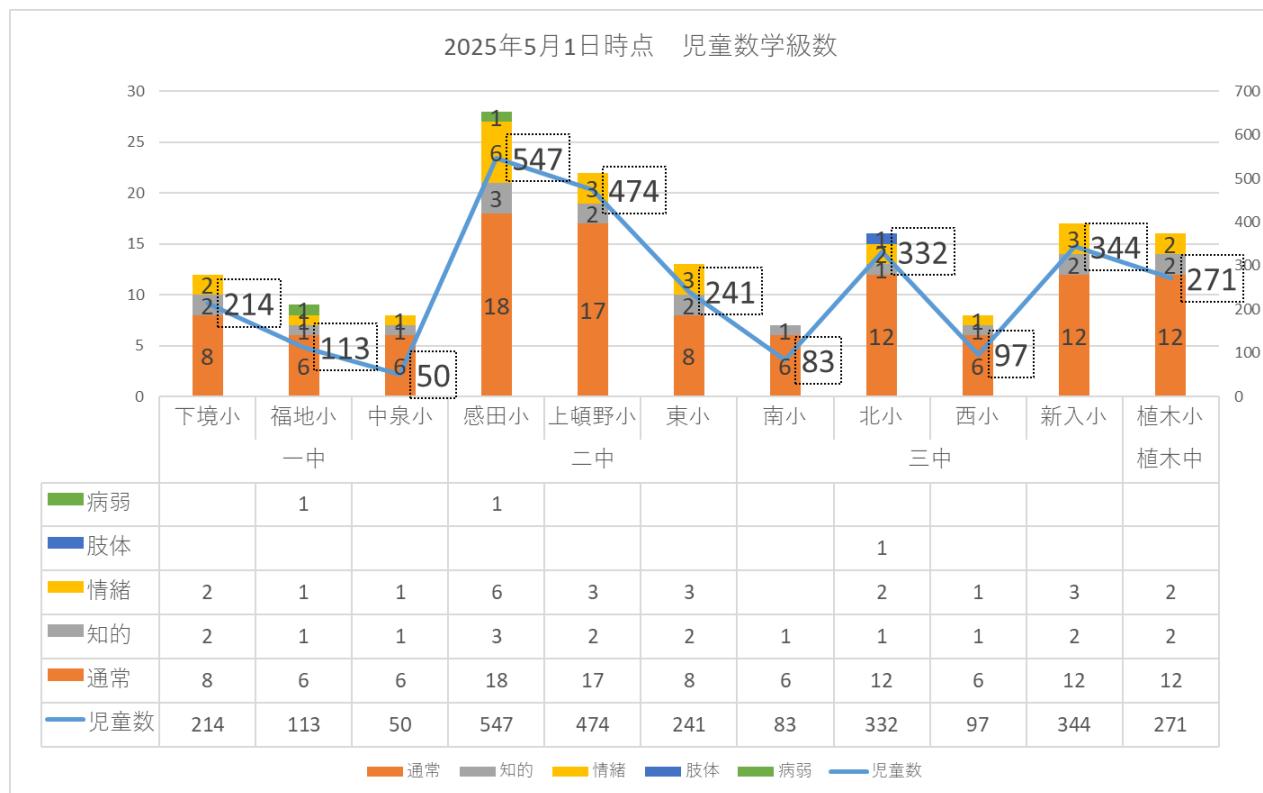
中学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数（通常学級）（学級編成標準による学級数） (令和7年5月1日現在)	
小規模 (6~11学級)	6学級	植木中
	7学級	一中
標準規模 (12~18学級)	12学級	三中
	17学級	二中

また、人数の多い学校と、少ない学校との間に大きな差が生じており、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

感田小	17学級 547人	約11倍
中泉小	4学級 50人	

二中	17学級 662人	約3.5倍
植木中	6学級 184人	

今後、直方市の児童生徒数は減少が予測されています。学校規模は小規模化が進み、学校間の違いがより顕著となる可能性が高いと予測されます。



### 3. 学校施設の状況

直方市の学校施設は、老朽化が進んでいます。校舎、体育館 59 棟のうち、建築から 30 年以上経過しているものが 54 棟あり、そのうち 14 棟は 50 年以上経過しています。学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であるところ、施設の必要な改修は適時に行う必要があります。

改修にあたっては、優先順位を設定し、計画的に老朽化対策を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）の見直しを行う必要があります。長寿命化計画の見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とする必要があります。また、学校施設の一部を学童クラブとして利用している現状があることから、学童クラブ施設も考慮した計画とする必要があります。

従来の日本型学校教育をさらに発展させ、これから時代を生きていく全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、こどもの学びや教職員を支える環境づくりが必要です。新時代の学びを支える環境整備のために、既存の学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことも適宜検討する必要があります。

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、~~公教育~~こどもたちの学びを支える基本的施設となっています。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化スポーツなどの活躍の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。学校施設の改修等にあたっては、他の公共施設との複合化や共有化を図ることや、施設の維持管理に関する負担軽減のために効率的な管理運営を図ること等、検討する必要があります。また、統合により学校としての利用をしなくなる施設については、地域の実情やニーズも踏まえて活用方法を検討していく必要があります。

### 4. 学校と地域の関係

基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、学童クラブ、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

そのような学校が持つ多様な機能にも留意しながら、学校規模適正化の検討を進める必要があります。また、学校だけではなく、地域住民等と連携・協働し、一体となって児童生徒の成長を支えていくことが必要です。そのためにも、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくことが重要です。

学校統合に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、学校と地域の関係が希薄化することが危惧されるため、対策を検討し、実施する必

要があります。また、学校の持つ多様な機能を踏まえつつ、学校・保護者・地域との間での意見交換を行い、「子どものために」の共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組みます。

## 5. 学校施設・学校運営面での教育課題

### (多様な教育ニーズへの対応)

児童・生徒数の減少に伴い、通常学級の数は減少していますが、特別支援学級の数は増加しているため、教室不足が生じている状況があります。また、令和8年度から順次、中学校35人学級が導入されるため、さらに教室不足が生じる可能性があります。

特別支援教育への対応のほか、習熟度別・少人数指導等の多様な学び方への対応、外国人児童・生徒への支援、不登校児童・生徒への対応等、多様化する教育ニーズにきめ細かく対応することが求められています。

		平成7年 1995年		令和7年 2025年	
小学校	通常学級数	136	学級数計	111	学級数計
	特別支援学級数 <sup>※1</sup>	4		45	
	児童数	4,338人		2,766人	
中学校	通常学級数	67	学級数計	44	学級数計
	特別支援学級数 <sup>※1</sup>	2		19	
	生徒数	2,550人		1,540人	

※1) 平成7(1995)年当時は特殊学級。平成18年の学校教育法改正により廃止改称

### (教育環境の近代化)

GIGAスクール構想に伴い、1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤は整備が進みましたが、コストや通信環境、旧JIS規格の教室用机では端末の利用に支障があること、ICT機器の活用方法や活用率に学校間格差があること等、新たな課題に直面しています。

### (教員の負担増)

教員は、授業だけでなく、校務、保護者対応、事務作業等の多くの業務を抱え、厳しい勤務実態があります。教員の採用数の減少や教員志望者の減少、若手教員の離職等により全国的に教員不足が深刻化し、教員1人当たりの負担が増しています。教員の多忙化により、児童生徒一人ひとりと向き合う時間が十分に確保できず、学習指導や生徒指導の質が低下する恐れがあります。

### 第3章 直方市が目指す学校像

#### 1. 直方市が目指す学校教育

教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされています。

直方市では令和2年2月12日に直方市教育大綱を策定しました。

直方市教育大綱を踏まえ、基本指針において、直方市の目指す学校教育を、次のとおり定めました。

直方市の目指す学校教育は、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

直方市の目指す学校教育を実現するために、次のようなことに取り組みます。

##### (1)たくましく生き抜く力を育む

社会の在り方が劇的に変わり、予測が困難な時代を生き抜くために必要な力を身につけ、また正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦し、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成します。

##### (2)可能性を最大限に引き出す

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限に引き出す教育に取り組みます。

##### (3)主体的に学び続ける力を育む

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力し、また自己実現のために生涯学び続ける力を育成します。

## 第4章 直方市学校規模適正化基本計画

### I. 直方市の目指す学校規模

直方市は、次のとおりの学校規模を目指します。

小学校は、12学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

中学校は、9学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

その理由は、次のとおりです。

#### ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より）

基本指針で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要です。

#### ②直方市の目指す学校教育の実現（基本指針より）

基本指針で定めた直方市の目指す学校教育を実現するために適切な学校規模とすることが必要です。

#### ③I 学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられます。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要です。

また、1学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができると、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられます。

令和5年度に行った教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1学年1学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていました。

#### ④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくいこと等のデメリットが生じます。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級の数は減少していますが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校があります。

学級数の増加=学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性があります。

令和5年度に行った「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の1学年4学級以上、中学校の1学年7学級以上を望む声は非常に少ないものでした。

#### ⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成標準（＝1学級あたりの上限人数）は35人です。

中学校の学級編成標準は、現時点では40人ですが、令和8年度以降順次35人となります。

学級規模（＝1学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いややすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方につれて触れる機会、切磋琢磨する機会が少くなりやすくなること等のデメリットがあると考えられます。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる機会や対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられます。

#### ⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校において教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できます。また近年は、教員の欠員が慢性化しています。学校統合により、必要となる教員数が減少することにより、定員充足に向けて改善が期待できます。

#### ⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③1学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においては1学年に複数の学級が必要であると考えます。法令上、学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、直方市の小学校は、【12学級から18学級】の学校規模を目指すとした。

#### ⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③1学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においては1学年に複数の学級が必要であると考えます。法令上、学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」とされています。直方市学校規模適正化基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）からの答申は、【中学校は、9学級から18学級】であったことや、検討委員

会において現在の中学校の状況や成果を評価する意見があったことから、教育委員会において慎重に協議を行いました。「①直方市学校規模適正化の基本的な考え方」を鑑み、「②直方市の目指す学校教育の実現」のために、「⑥バランスのとれた教職員集団の配置」は非常に重要と考えます。そして中学校は同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要な時期です。中学校の【9 学級】は、標準には満たないものの、おおむね、全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模であることから、直方市の中学校は、【9 学級から 18 学級】の学校規模を目指すとしました。

#### ⑨ 1 学級あたりの人数

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位です。一般に、学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいと、きめ細やかな指導がしやすくなる、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなると次のような課題が現れます。

- ・運動会や体育会、文化展等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

このような課題が表出されることを防ぐためにも、学校規模適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級規模や学校全体の児童生徒数についても考慮する必要があります。学級規模や学校全体の児童生徒数についての考慮に当たっては、直方市の目指す学校教育の実現に資するものとする必要があります。

## 2. 2050 年における直方市の適正な学校数・学校配置

### 【小学校の適正な学校数】

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口 令和 5 (2023) 年推計」(以下「社人研予測」という。) を基に予測した令和 32 (2050) 年における直方市の児童数（小学校 1 年生から 6 年生の数）は、約 2,200 人（1 学年平均 366 人）です。しかし、令和 7 年 3 月 31 日現在の 0 歳人口が 298 人となったように、急激に少子化が進んでいます。少子化が継続し、今後も 1 年間の出生数が約 300 人であれば、社人研予測を上回るペースで人口減少が進みます。1 学年の児童数を 300 人と仮定した場合、令和 32 (2050) 年における児童数予測は、1,800 人 (300 人 × 6 学年) となります。

直方市の児童数を 1,800 人と想定した場合、小学校が全て 18 学級 (35 人 × 18 学級 = 630 人) の小学校と仮定したときに想定される小学校の数は、3 校 (1 校あたり約 600 人) となります。小学校が全て 12 学級 (35 人 × 12 学級 = 420 人) の小学校と仮定し

た場合、想定される小学校の数は 5 校（1 校あたり約 360 人）となります。

直方市の児童数を 2,200 人と想定した場合、小学校が全て 18 学級（35 人×18 学級=630 人）の小学校と仮定したときに想定される小学校の数は、4 校（1 校あたり約 550 人）となります。小学校が全て 12 学級（35 人×12 学級=420 人）の小学校と仮定した場合、想定される小学校の数は 6 校（1 校あたり約 370 人）となります。

	2050 年 児童数予測	想定される小学校数	
		1 校 18 学級の場合	1 校 12 学級の場合
1 学年 300 人想定	1,800 人	3	5
社人研予測より想定	2,200 人	4	6

社人研予測を上回るペースで人口減少が進んでいるという現状を鑑み、想定される小学校数が 6 校となる可能性は低いと考えられることから、2050 年における直方市の適正な小学校の数は、3 校から 5 校と設定します。

#### 【中学校の適正な学校数】

社人研予測を基に予測した令和 32（2050）年における直方市の生徒数（中学校 1 年生から 3 年生の数）は、約 1,100 人（1 学年平均 366 人）です。しかし、社人研予測を上回るペースで人口減少が進み、1 学年の生徒数が 300 人となると仮定した場合、令和 32（2050）年における生徒数予測は、900 人（300 人×3 学年）となります。

直方市の生徒数を 900 人と想定した場合、中学校が全て 18 学級（35 人×18 学級=630 人）の中学校となると仮定したときに想定される中学校の数は、2 校（1 校あたり約 450 人）となります。中学校が全て 9 学級（35 人×9 学級=315 人）の中学校となると仮定した場合、想定される中学校の数は 3 校（1 校あたり約 300 人）となります。

直方市の生徒数を 1,100 人と想定した場合、中学校が全て 18 学級（35 人×18 学級=630 人）の中学校となると仮定したときに想定される中学校の数は、2 校（1 校あたり約 550 人）となります。中学校が全て 9 学級（35 人×9 学級=315 人）の中学校となると仮定した場合、想定される中学校の数は 4 校（1 校あたり 275 人）となります。

	2050 年 生徒数予測	想定される中学校数	
		1 校 18 学級の場合	1 校 9 学級の場合
1 学年 300 人想定	900 人	2	3
社人研予測より想定	1,100 人	2	4

社人研予測を上回るペースで人口減少が進んでいるという現状を鑑み、想定される中学校数が 4 校となる可能性は低いと考えられることから、2050 年における直方市の適正な中学校の数は、2 校から 3 校と設定します。

### 【適正な学校配置】

直方市的小中学校の適正配置の検討にあたり、通学距離及び通学時間を次のとおり設定して検討を進めます。

#### （通学距離）

直方市における通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安とする。

#### （通学時間）

直方市における通学時間は、1時間以内を一応の目安とする。

なお、学校の統合により、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を行います。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討する必要があります。

### 3. 学校規模適正化へのロードマップ

2050年における直方市の適正な学校数を実現するために、次のようにロードマップを定めます。この過程では、人口（児童生徒）推計を継続的に行い、地域の変化を見極めながら児童生徒の教育条件の改善に努めます。

過小規模（1～5学級）の学校、5年以内に過小規模となると予測される学校については、学校統合を実施し、または学校統合の検討を開始します。

小規模（6～11学級）の継続が予測される学校は、直方市の目指す学校規模の実現のための対策を検討し、学校統合が望ましいと考えられる場合は、学校統合の検討を開始します。

#### （小学校）

	学校数	児童数予測
2025年	11校	2,766人
2030年	7～9校	2,349人
2040年	5～7校	1,800人～2,259人
2050年	3～5校	1,800人～2,178人

#### （中学校）

	学校数	生徒数予測
2025年	4校	1,540人
2030年	4校	1,404人
2040年	2～3校	900人～1,141人
2050年	2～3校	900人～1,109人

※児童数・生徒数予測について

2025年は、実数（2025年5月1日時点）

2030年は、予測（2025年4月末時点の住民基本台帳データ）

2040年・2050年は、予測（「一学年300人想定」～「社人研予測より想定」）

## 第5章 学校施設整備の基本的な考え方

### Ⅰ. 学校施設等の目指すべき姿

令和4年3月、文部科学省に対し、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議からの最終報告がなされました。その最終報告において、これからの学校施設についてのビジョンが示されています。直方市の学校施設も、このビジョンを意識した学校施設とする必要があります。

### 2. 学校施設整備の基本方針

令和4年6月、文部科学省は「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」において、学校施設整備の基本的方針を定めています。学校施設の整備においては、これらの指針や基本的方針に十分な配慮をする必要があります。

また、直方市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本方針の基本的な考え方を踏まえ、直方市の学校施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

#### 《基本的な考え方1》保有総量の最適化

(直方市の学校施設整備の基本方針1：維持可能な保有総量)

直方市の児童生徒数は、今後も減少が予測されることから、学校規模適正化の検討に合わせ学校施設保有総量の最適化も図ります。保有総量の最適化のために、また持続可能な財政運営のためにも、学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことを適宜検討します。保有総量の最適化の検討に当たっては、他の公共施設との複合化や共有化の検討を行います。また、統合により学校としての利用をしなくなる施設については、地域の実情やニーズも踏まえて活用方法を検討する必要があります。

#### 《基本的な考え方2》適切な維持管理

(直方市の学校施設整備の基本方針2：安全性確保、優先順位設定の必要性)

直方市の学校施設は老朽化が進んでおり、老朽化対策は喫緊の課題です。安全に関する部分は優先的に改修等を適時に行う必要があります。ただし、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統合・通学区域の変更等の検討状況や市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に改修等を進めます。**計画的な改修等にあたっては、給食室やプールも含めて検討を行います。**

#### 《基本的な考え方3》効率的な施設運営

(直方市の学校施設整備の基本方針3：総コストの算出と具体的プランの検討)

直方市の適正な学校数や配置について具体的なプランを示し、そのプランにおいてかかるコスト（施設整備にかかるコスト及び学校にかかる総コスト）を明らかにした上で、学校施設の効率的な運営に努めます。

コスト試算にあたっては、将来的な児童生徒数予測をし、使用する教室数を可能な

限り正確に予測しながら行います。

### 3. 学校施設整備の優先順位

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場として、また教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要です。

直方市の学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、適時に改修工事を行う必要があります。また、災害発生時の避難所としても利用される学校体育館への空調設備設置工事や、学校のトイレ環境を改善するための改修工事等、教育環境改善のために必要な工事も多く考えられます。しかし、人口減少や厳しい財政状況が予測される中、全ての学校施設の改修工事等を行い、維持し続けることは不可能です。

今後は、学校規模適正化の検討状況を踏まえつつ、優先順位を設定した上で、学校施設の整備を進めます。

## 第6章 推進に向けて

### I. 今後の進め方

#### (複式学級の速やかな解消)

小学校、中学校ともに、複式学級が存在する学校は教育上の課題が極めて大きいため、現に複式学級が存在する（学級編成標準による）学校については、複式学級の解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。

小学校、中学校ともに、5年以内に複式学級が発生すると予測される学校については、複式学級の発生を未然に防止するために学校統合を基本とした対策を速やかに実施します。

#### (学校規模適正化の方策)

学校規模適正化を図る方策は、**例として次のような方法が考えられます**。今後、直方市の目指す学校規模を実現するための最適な方策を検討します。検討にあたっては、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行います。

学校規模適正化の方策		方策の例
通学区域の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の通学区域の見直し</li> <li>・特定地域選択制<sup>※1</sup>の実施 等</li> </ul>
統合	小学校同士の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の学校用地を活用し、または新たな用地を確保して、複数校を統合し、新設校を整備する。</li> </ul>
	中学校同士の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設一体型の小中一貫校の整備</li> </ul>
	小中学校の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育学校の設置 等</li> </ul>

**※1) 従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの**

また、通学区域の弾力的運用の制度（通学する学校を自由に選択できる制度）については、年度ごとに申請数の増減や偏りが発生しており、児童生徒数や学級数の予測が困難になる等、学校規模適正化の検討に支障が生じているため、見直しを行います。

これに伴い、校区外就学（特別な理由があり、住所地の学校以外の小中学校への就学を希望する児童生徒について、申請により希望する学校への就学を許可する制度）の制度は、許可基準の見直しを行う等により制度の充実を図った上で引き続き実施します。

#### (継続的な検討と柔軟な対応)

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行います。

（「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現）

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育※<sup>2</sup>」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指します。

~~基本計画に示す学校規模を目指しつつも、小規模な学校のメリット等を鑑み、学校統合を選択せず、小規模な学校をそのまま存続させることとなった場合には、小規模特認校制度（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）を導入する等により、小規模な学校のデメリットを最小化することもあわせて検討します。~~

個別最適な学び	<p>「指導の個別化」と「学習の個別化」を教師視点から整理した概念を「個に応じた指導」というのに対し、学習者視点から整理した概念。個別の教育的ニーズを把握し一人一人の可能性を伸ばしていく学びや、個性や能力を生かして学びを深め将来の活躍につなげる学びのこと等。</p> <p>（例）</p> <p>ICTを活用した個々の学習状況の把握・分析、少人数指導、教育支援センターの充実、学びの多様化学校※<sup>3</sup>、小規模特認校制度※<sup>4</sup></p>
協働的な学び	<p>探求的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的变化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと等。</p> <p>（例）</p> <p>ICTの活用による共同作成・編集、合意形成を図る活動、他の学校・地域や海外との交流</p>

※2) 「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

※3) 学びの多様化学校・・・いわゆる不登校特例校のこと。不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合に、文部科学大臣の指定を受けて設置される学校

※4) 小規模特認校制度・・・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

## 2. 部局横断的な検討体制

学校規模適正化の推進にあたっては、通学区域の変更に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や地域防災計画等との整合性をとること、地域活性化・都市戦略・学校跡地の利用のこと等、市長部局との部局横断的な検討が必要です。市長部局と効果的な連携を図るための枠組みを設けたり、部局横断的な検討体制を構築したりする必要があります。

## 3. おわりに

直方市学校規模適正化基本計画は、直方市の学校規模適正化の方向性を決定する重要なものです。これから、基本計画で定めた方向性にあわせ、直方市の学校規模適正化について具体的なプランを示す実行計画の策定に進みます。同時に、複式学級解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。

なお、学校規模適正化の取組が、児童生徒の減少に合わせて学校の数を減らすだけのものとならないためにも、市の発展を意識した取組は必要です。安心してこどもを育てることができる環境を整備すること、未来を担う人材を育て地域で活かすこと、やりがいのある仕事を生み出すこと、地域を活性化し健幸で質の高い暮らしができるまちづくりをすること等、市全体での取組を通して直方市の魅力を高め、児童生徒の減少に歯止めをかけることも必要と考えます。

直方市における学校規模適正化の取組は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善するためのものです。直方市のことのために、そして直方市の未来を拓くために行う前向きなものであることを意識しながら、学校規模適正化の取組を進めて参ります。

令和●年●月  
直方市教育委員会

## \*\*\* 校区別、年齢別 人口調べ \*\*\*

&lt; 小学校区 &gt;

0歳から5歳使用データ：2025/4末〆住基データ 6歳から11歳使用データ：2025.5.1時点の実際の児童在籍数（各校ごと）

年齢判定基準日：2025/4/1

	南小	北小	西小	新入小	感田小	上頓野小	下境小	福地小	中泉小	植木小	東小	合計
0歳	12	42	11	28	82	39	12	5	2	35	33	301
1歳	25	37	22	17	91	50	14	10	9	17	32	324
2歳	10	49	16	34	86	62	20	8	7	37	29	358
3歳	22	48	15	38	102	65	18	15	12	33	43	411
4歳	18	46	16	36	71	74	37	15	7	41	40	401
5歳	17	52	14	44	108	78	24	9	8	38	46	438
6歳	16	54	10	51	73	74	26	19	3	44	32	402
7歳	9	63	15	54	82	70	44	17	6	37	37	434
8歳	14	51	19	53	90	78	30	24	5	56	30	450
9歳	16	44	19	75	97	87	37	12	11	48	45	491
10歳	15	66	18	52	93	81	41	15	11	44	38	474
11歳	13	54	16	59	112	84	36	26	14	42	59	515

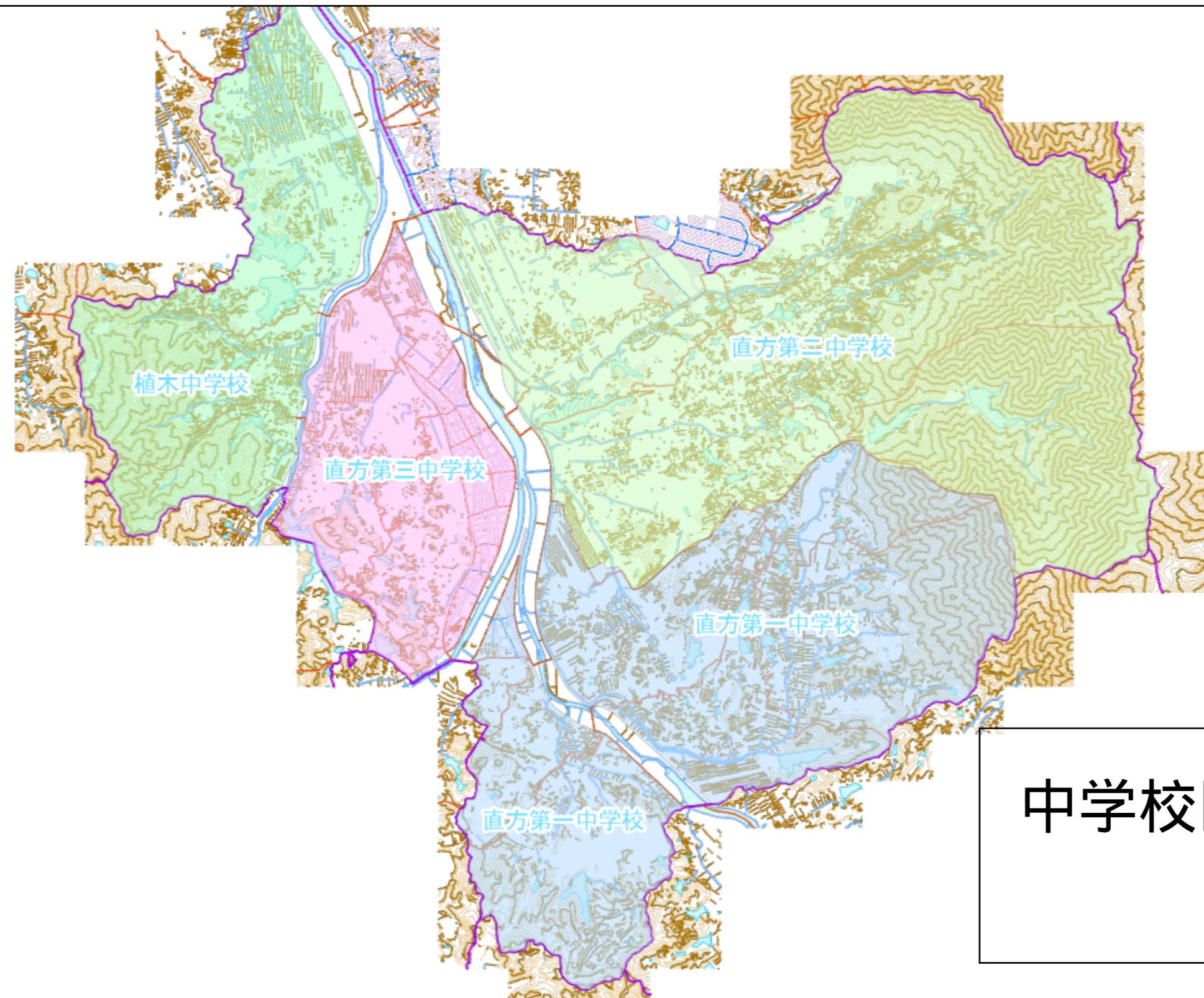
&lt; 中学校区 &gt;

使用データ：2025/4末〆住基データ

年齢判定基準日：2025/4/1

	一中	二中	三中	植木中	合計
0歳	22	154	83	42	301
1歳	38	173	90	23	324
2歳	37	177	99	45	358
3歳	47	210	115	49	421
4歳	61	185	108	47	401
5歳	43	232	119	44	438
6歳	46	197	118	56	417
7歳	73	209	127	39	448
8歳	62	208	125	65	460
9歳	66	234	137	59	496
10歳	70	221	141	50	482
11歳	80	263	128	52	523

※年齢判定基準日が「2025/4/1」のため、  
「2025/4/2」以降に生まれた住民については集計されません。



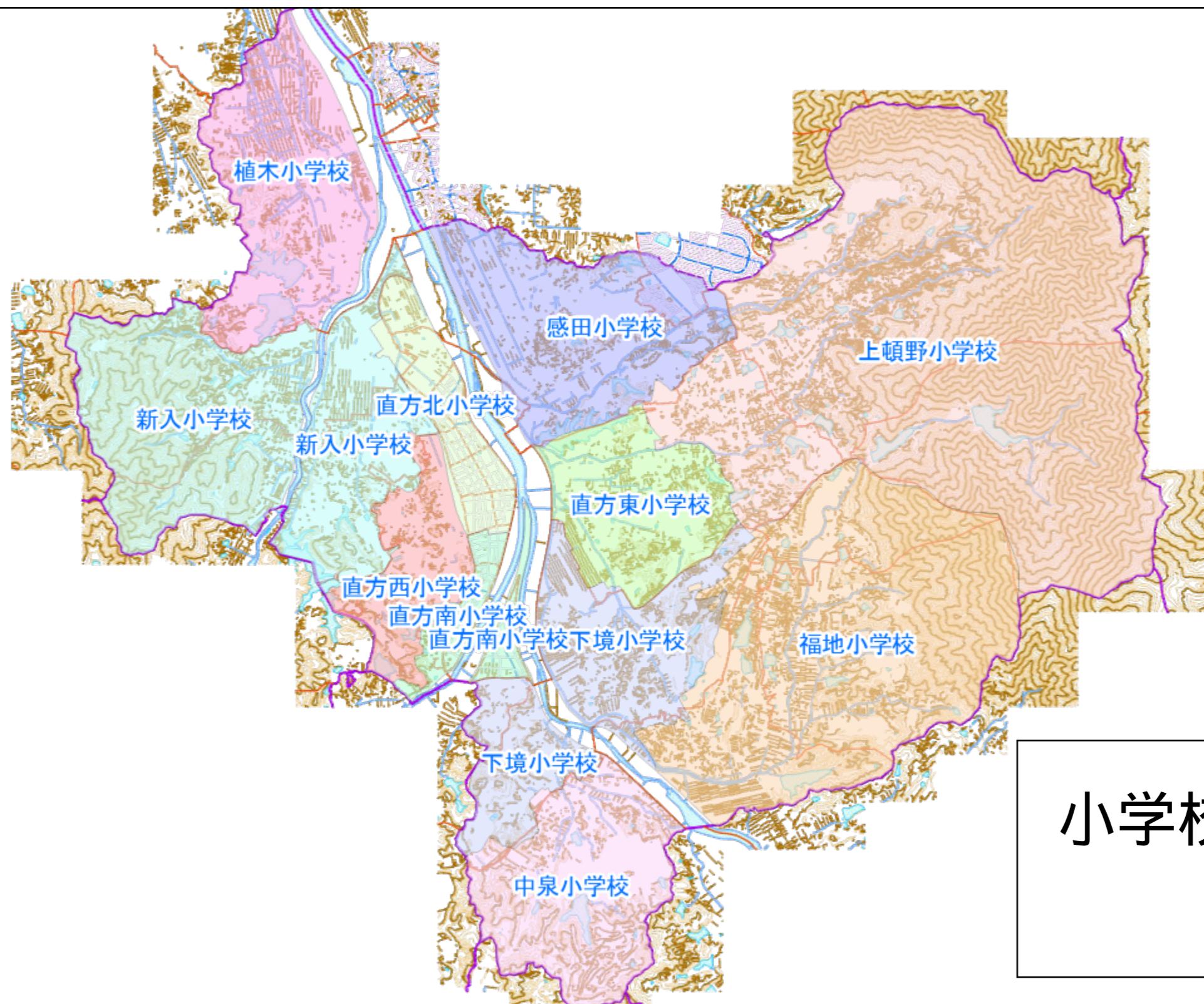
中学校校区2013

- █ 直方第一中学校
- █ 直方第二中学校
- █ 直方第三中学校
- █ 植木中学校

1:50,000

0 0.5 1 2  
0 1 2 4 km

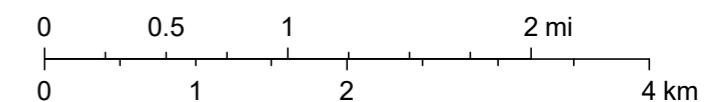
1

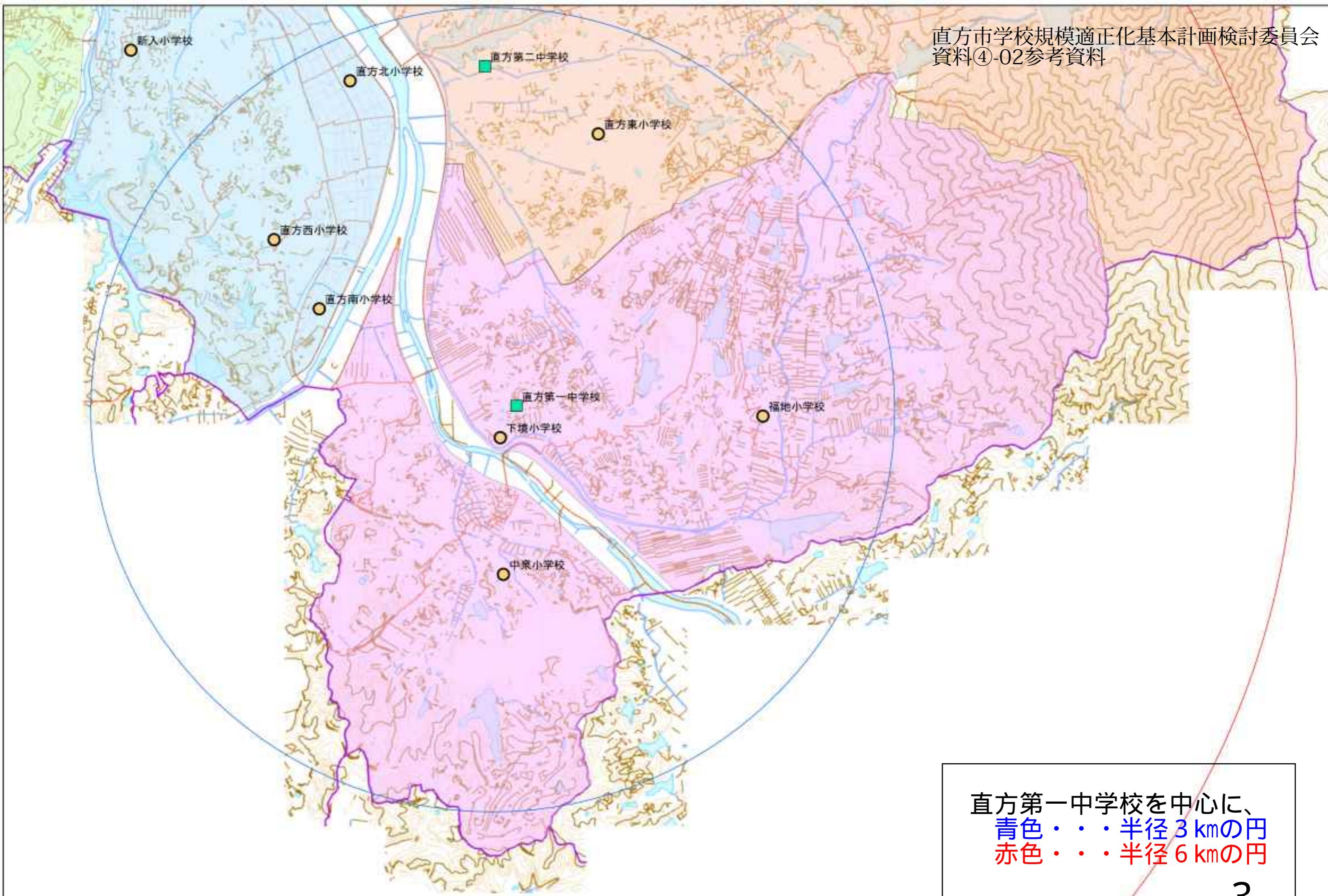


2025/6/17 13:50:56

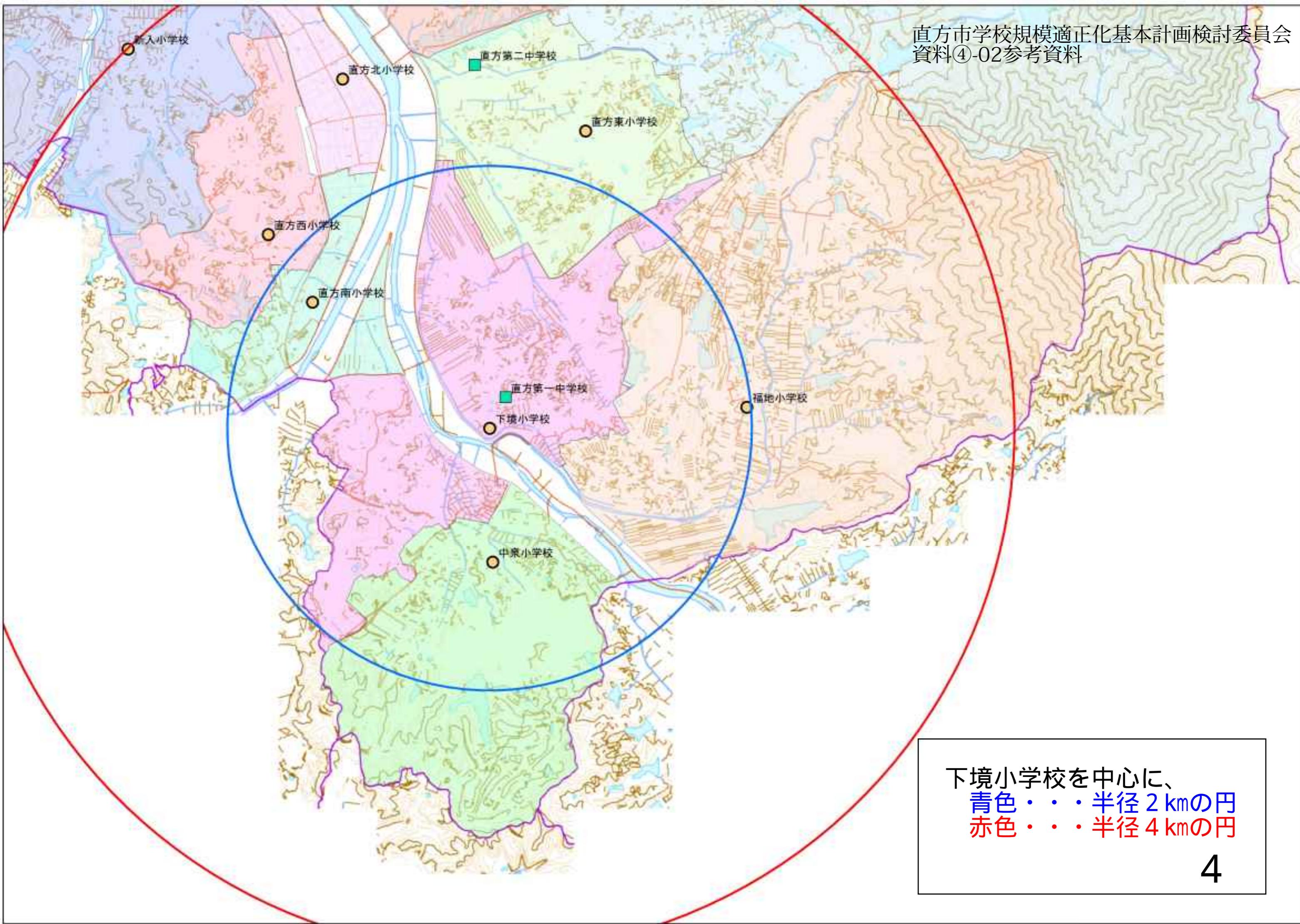
1:50,000

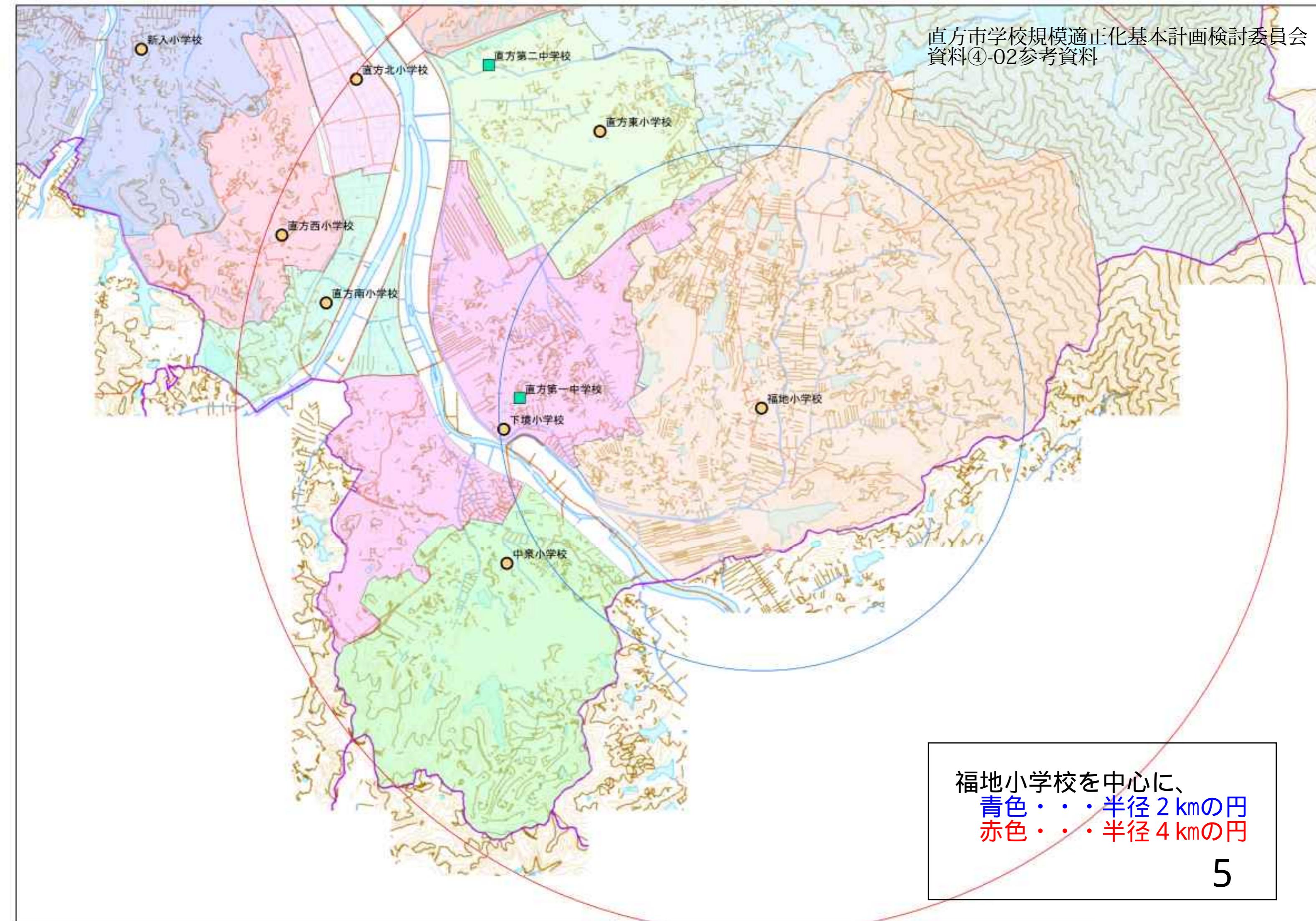
小学校校区2013	直方西小学校	上頓野小学校	中泉小学校
	直方南小学校	新入小学校	下境小学校
直方北小学校	感田小学校	福地小学校	直方東小学校

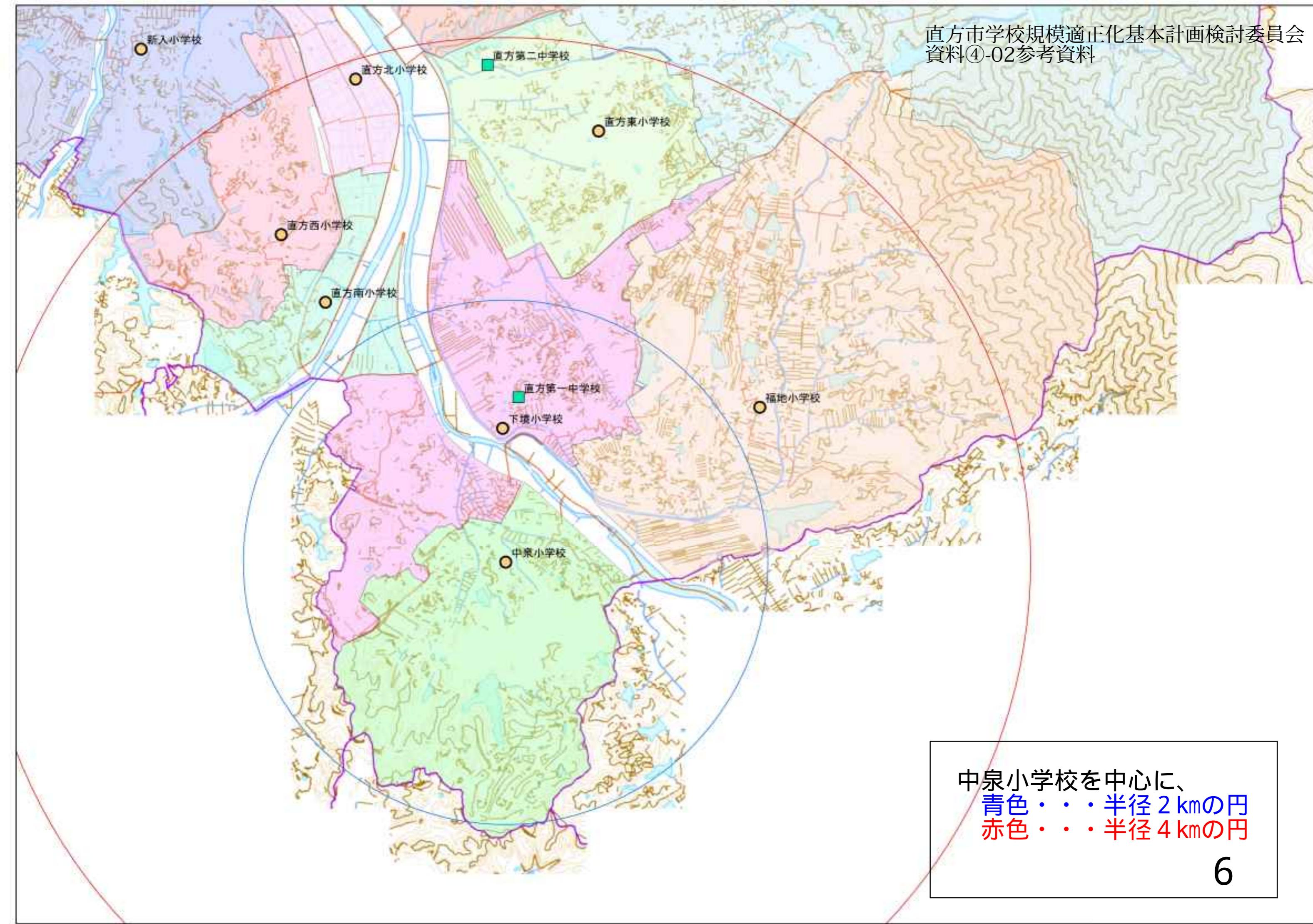


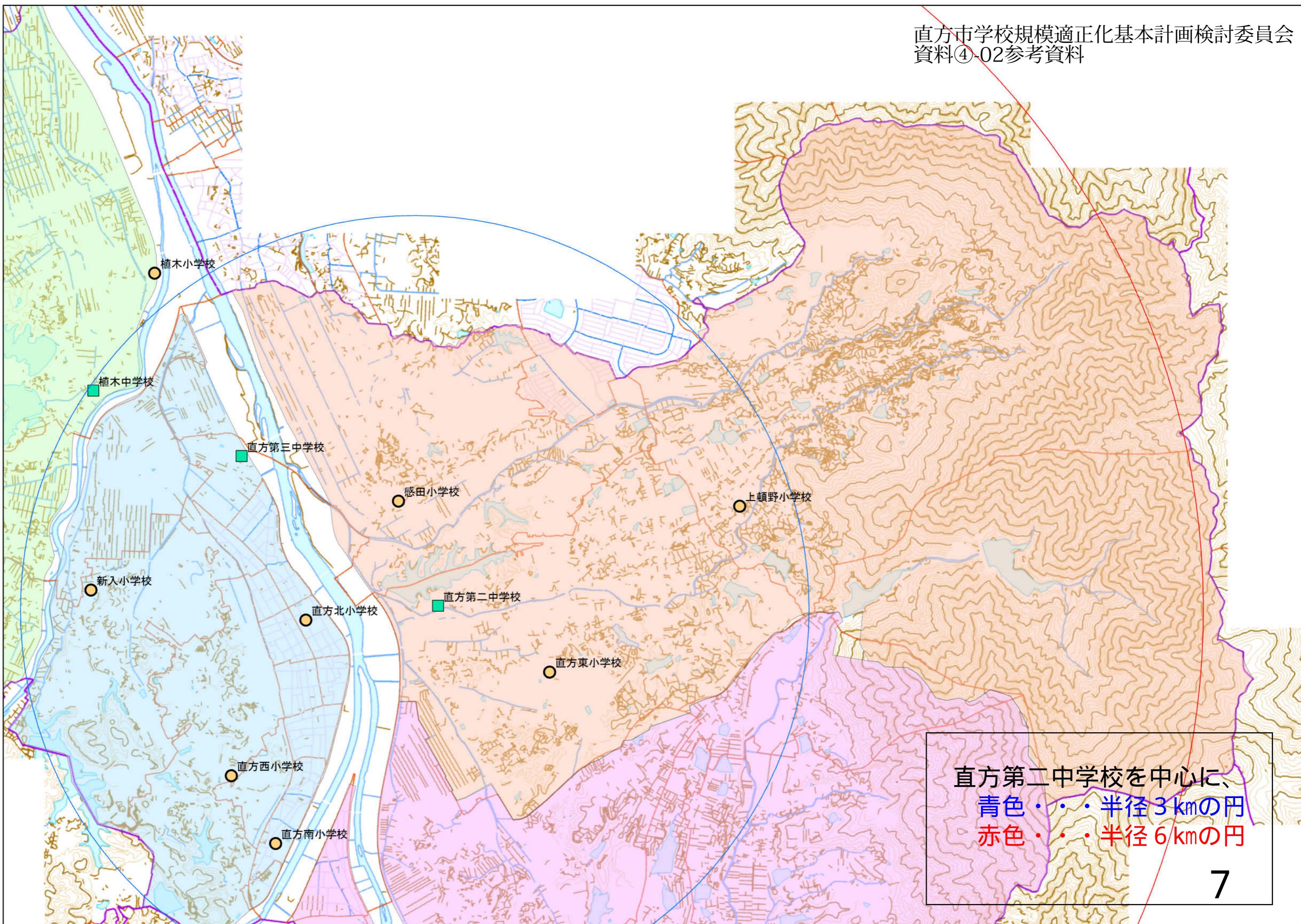


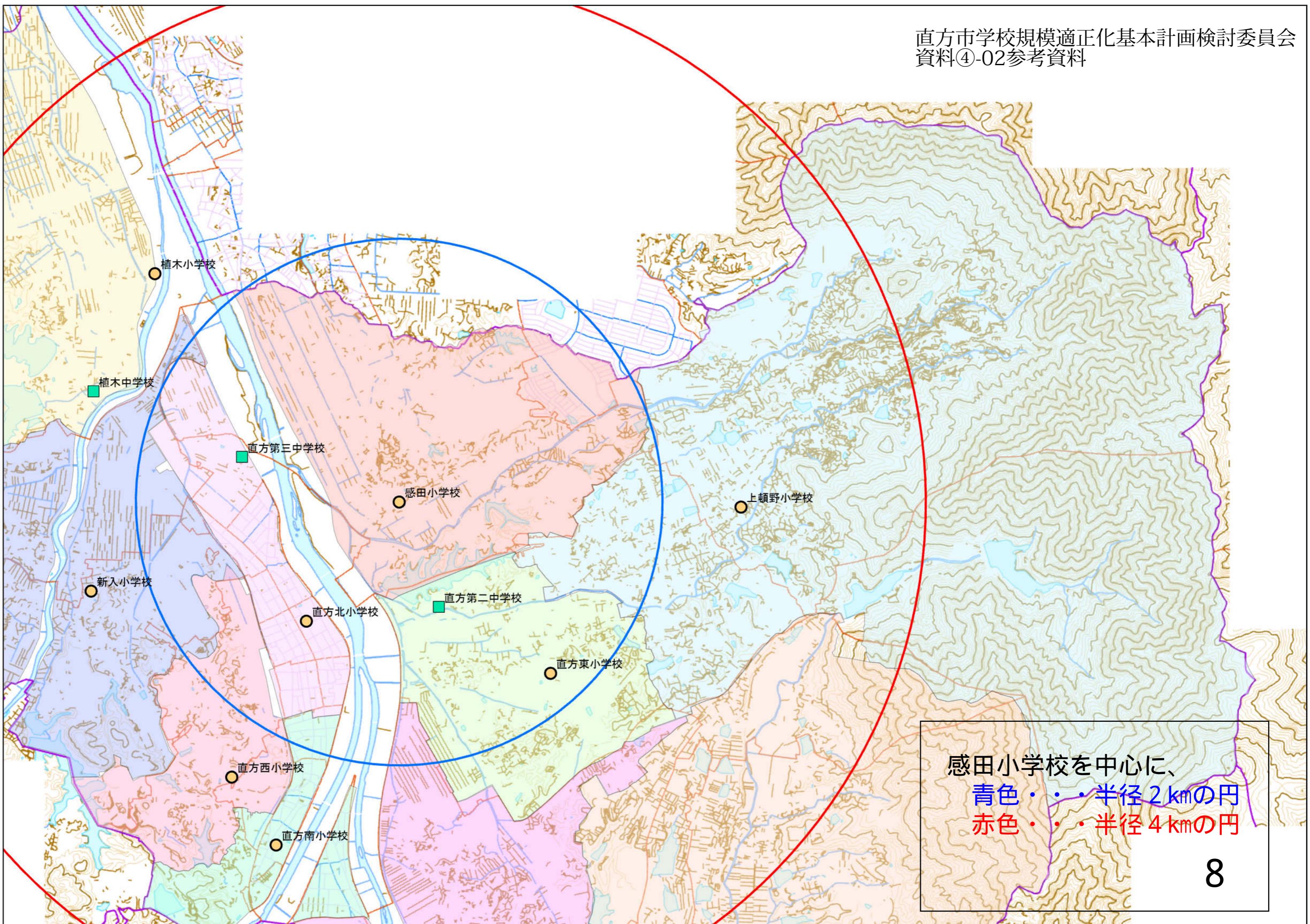
直方第一中学校を中心に、  
青色・・・半径 3 km の円  
赤色・・・半径 6 km の円

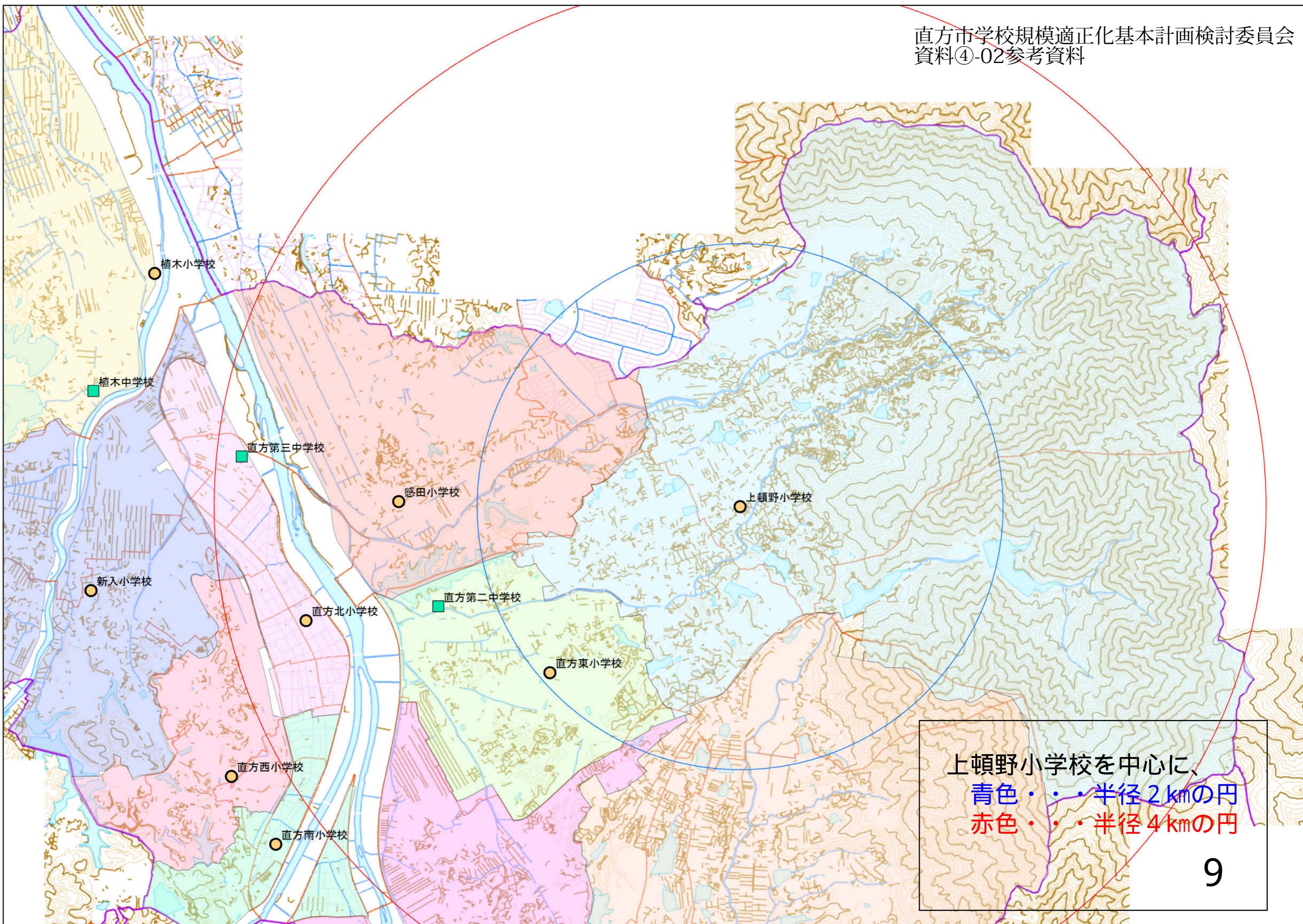


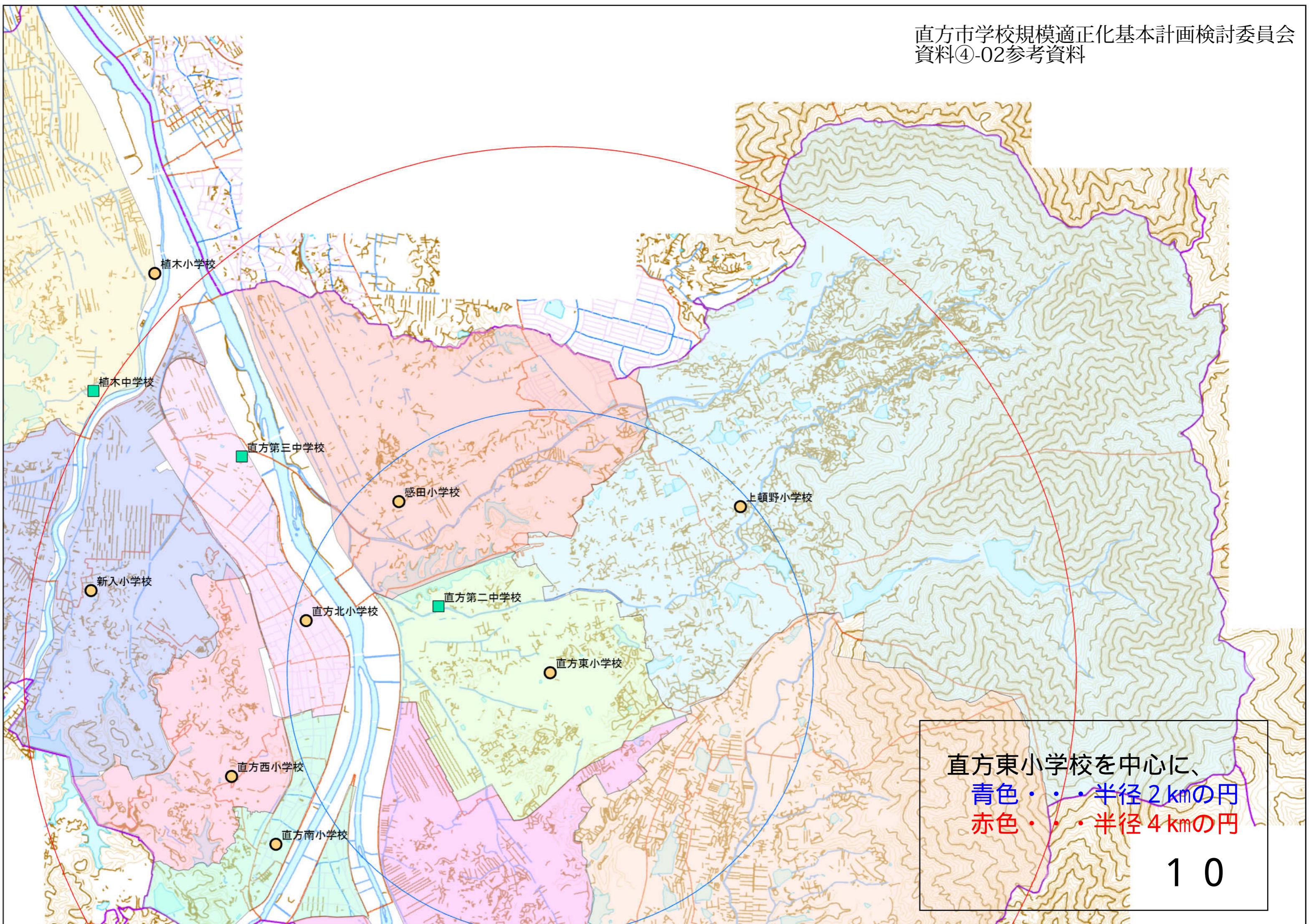


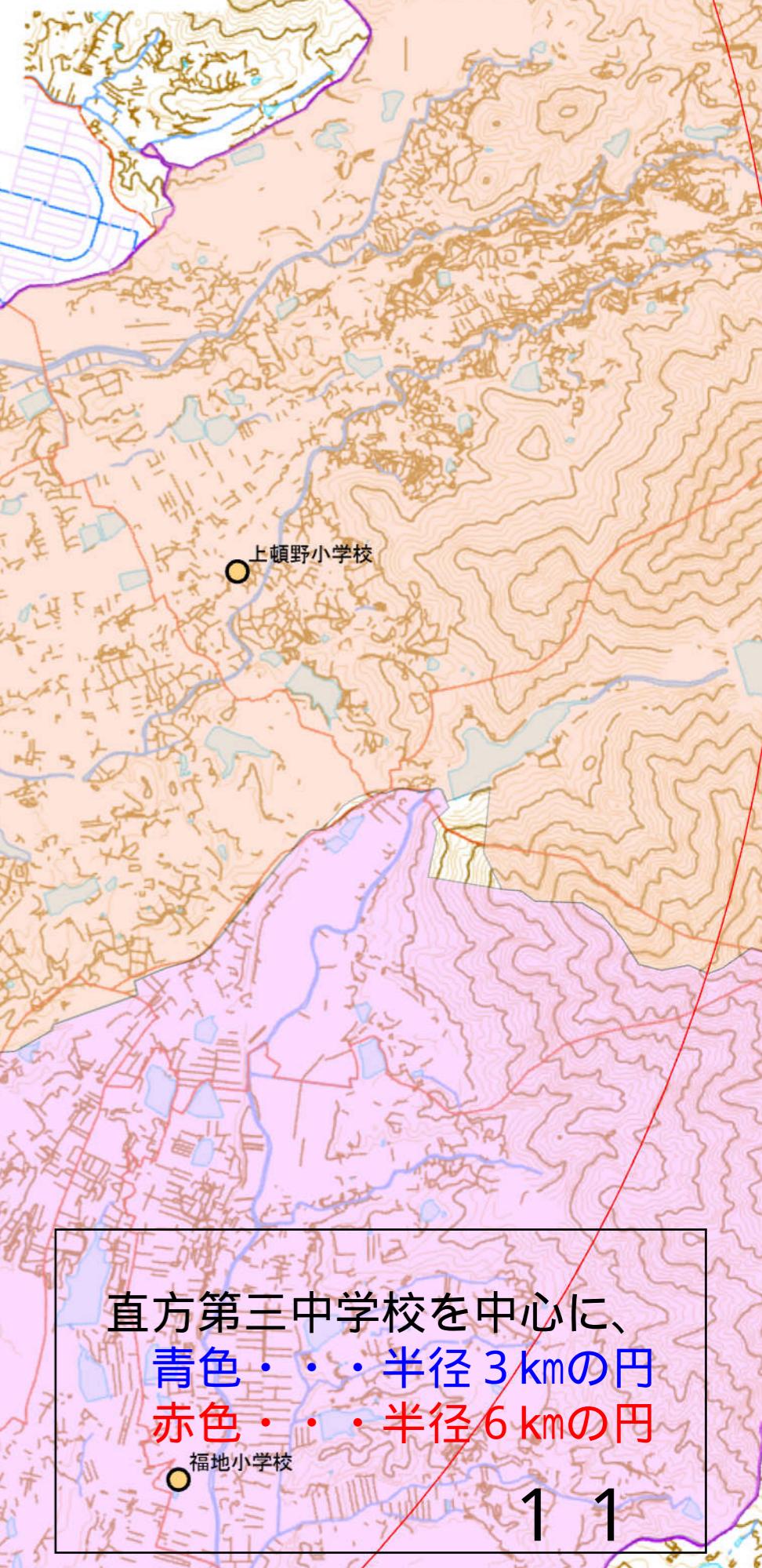


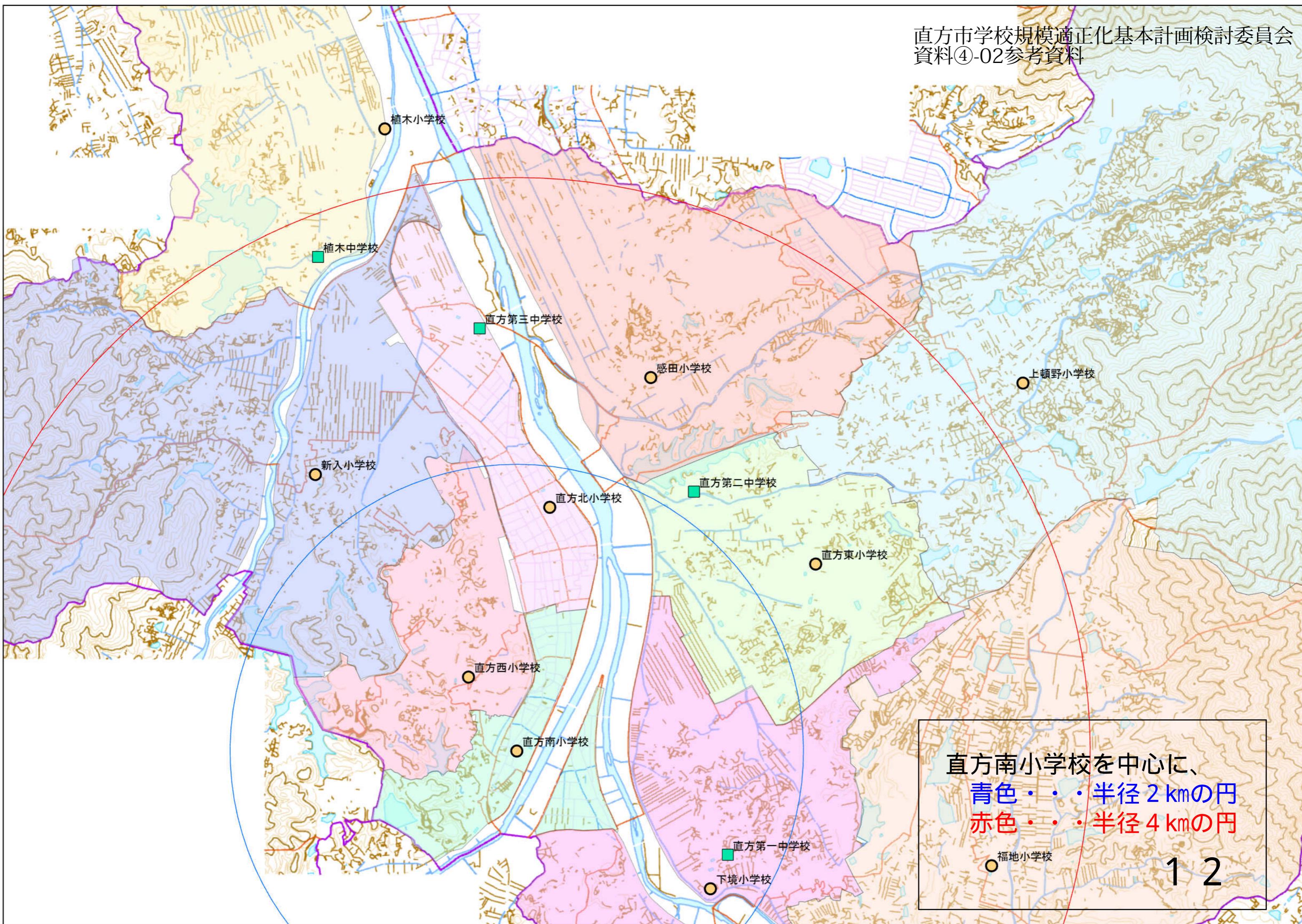


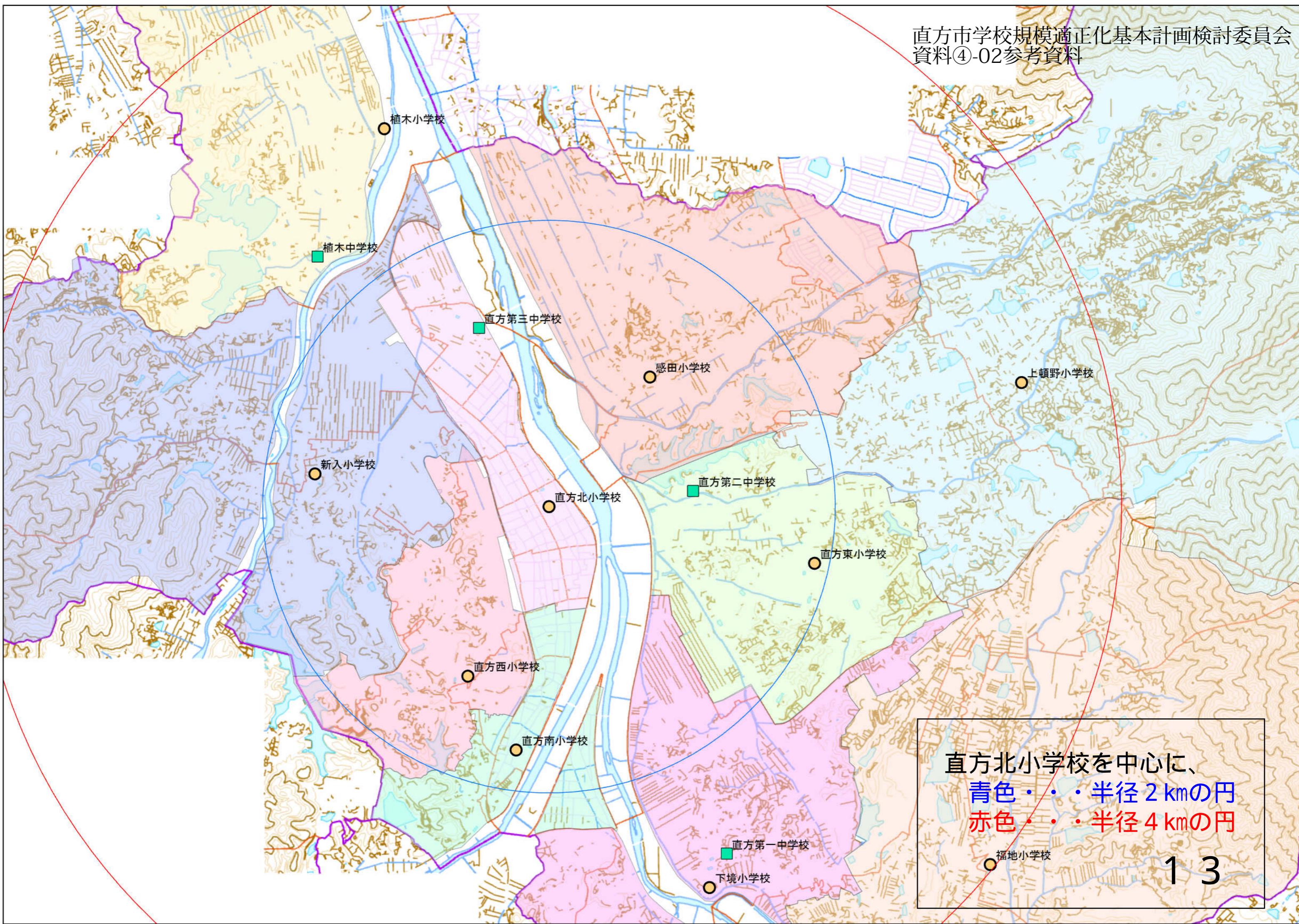




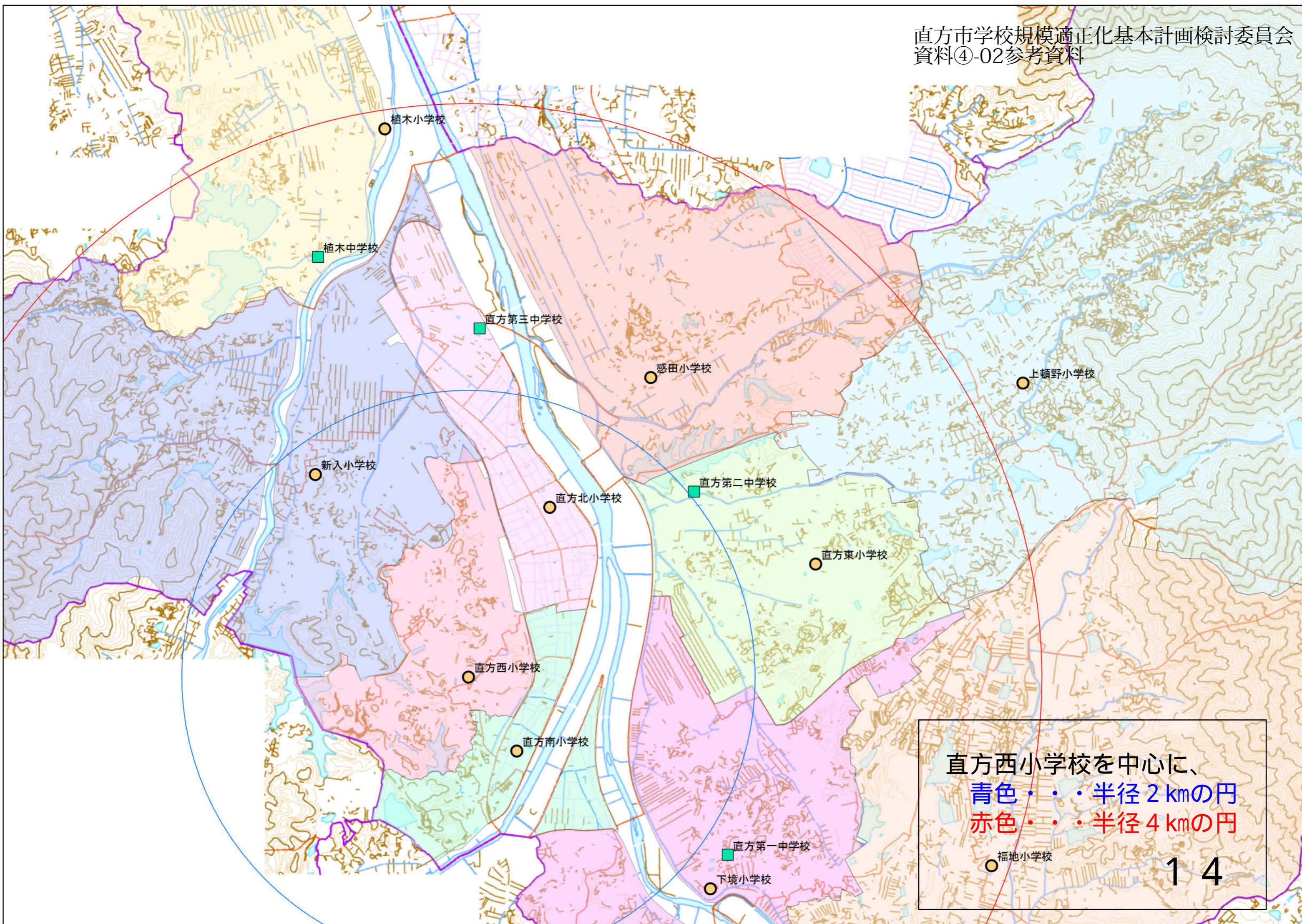


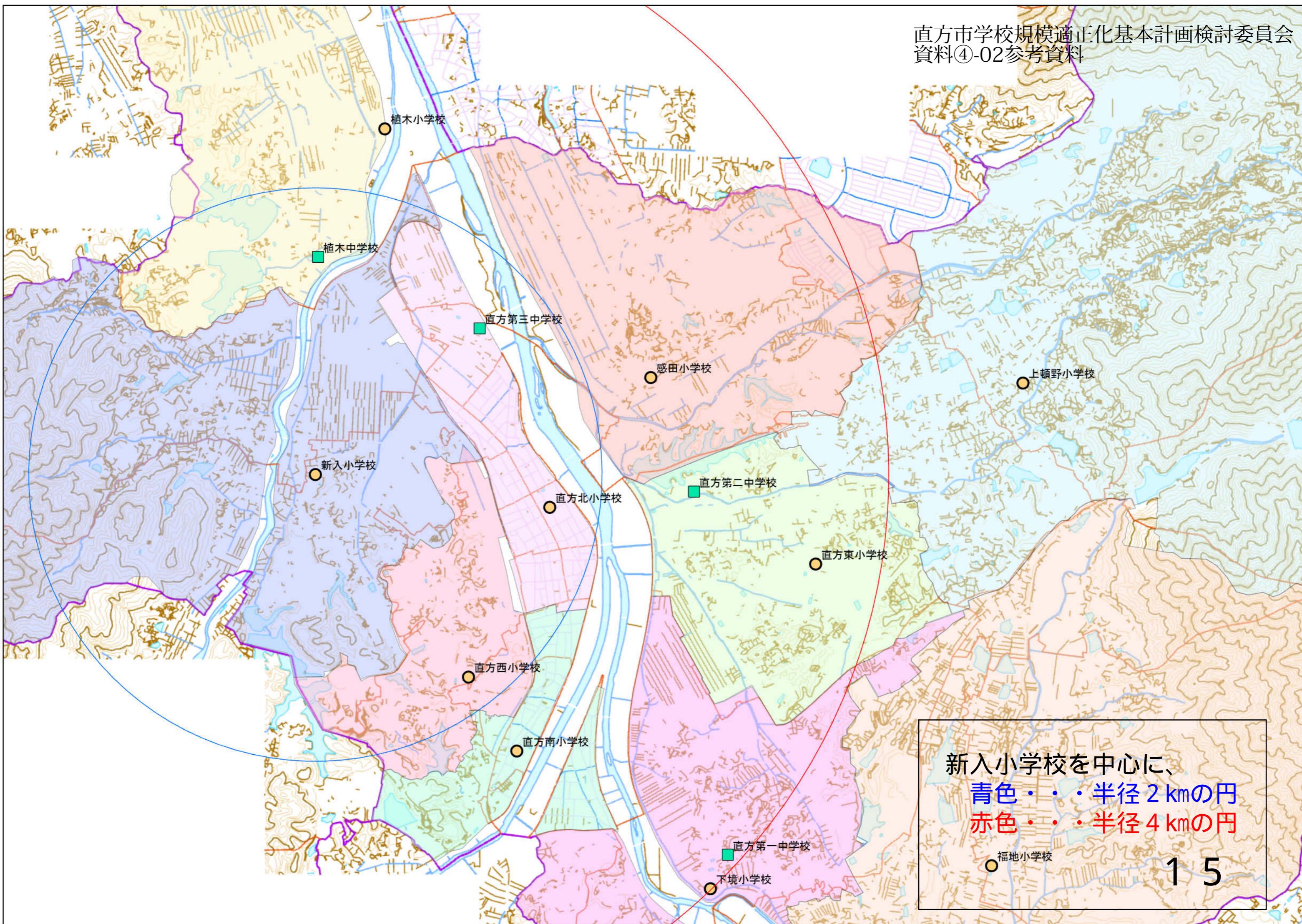


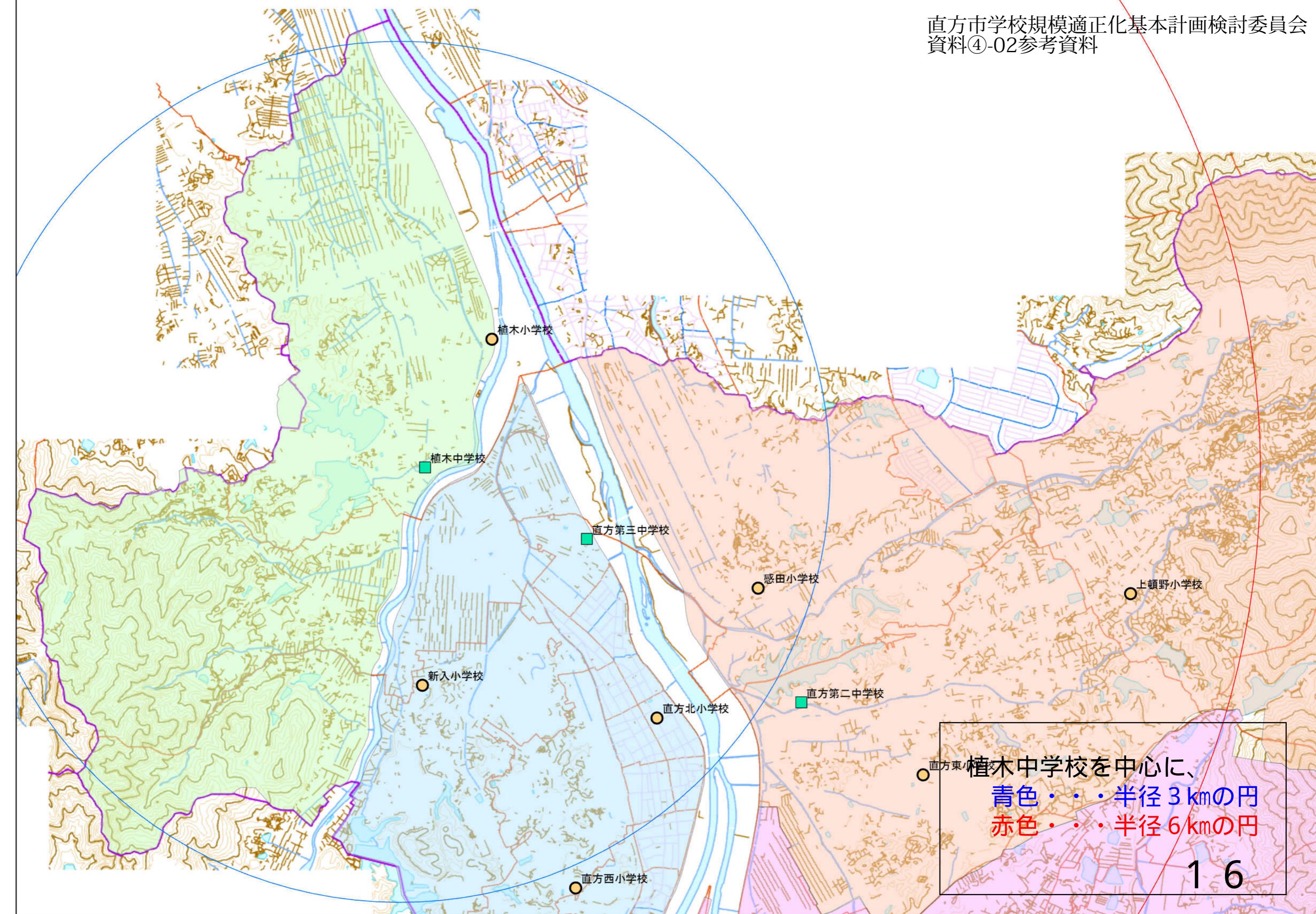


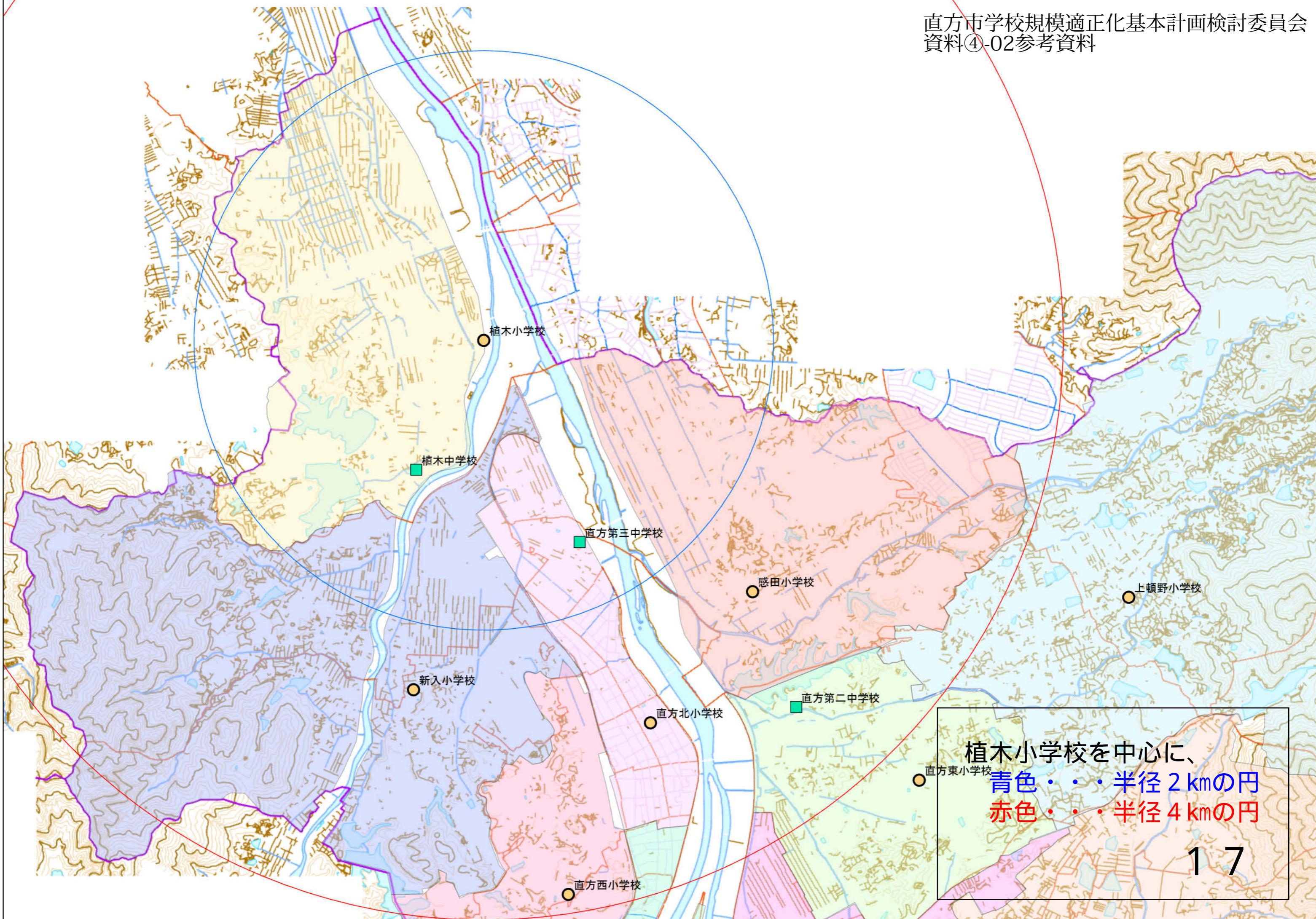


直方北小学校を中心に、  
青色・・・半径2kmの円  
赤色・・・半径4kmの円









議案第 17 号

令和 7 年度 12 月補正予算について

令和 7 年度 12 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 11 月 11 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものである。

## 令和7年度12月補正予算資料

### 教育総務課

#### 1. 債務負担行為（役務費手数料）

事項	期間	限度額（千円）
小学校定期健康診断業務委託料	令和7年度～令和8年度	910
小学校健康診断器具借上料	令和7年度～令和8年度	1,283
小学校給食用物資調達事業費	令和7年度～令和8年度	213,826
小学校細菌検査等手数料	令和7年度～令和8年度	283
中学校定期健康診断業務委託料	令和7年度～令和8年度	505
中学校健康診断器具借上料	令和7年度～令和8年度	546
中学校給食用物資調達事業費	令和7年度～令和8年度	115,585
中学校細菌検査等手数料	令和7年度～令和8年度	142

#### 2. 小中学校光熱水費

##### ● 予算額

学校	款.項.目.節	予算額（千円）
小学校	10.2.1.10	29,893
中学校	10.3.1.10	13,927

##### ● 概要

各学校で使用する水道料金、電気料金の不足分を追加するもの。

#### 3. 小中学校消火器リサイクルシール

##### ● 予算額

学校	款.項.目.節	予算額（千円）
小学校	10.2.1.11	139
中学校	10.3.1.11	62

##### ● 概要

各学校に設置している消火器で耐用年数が経過したものを買い替えるため、新規購入分に（社）日本消火器工業会と㈱消火器リサイクル推進センターが発行するリサイクルシールを将来の処分経費相当額として購入し、消火器に貼り付けて設置するもの。

#### 4. 小中学校 L A N 拡張業務委託

- 予算額

学校	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
小学校	10. 2. 1. 12	495
中学校	10. 3. 1. 12	880

- 概要

R8 年度からの特別支援学級の増加に伴い、L A N 環境を整備するもの。

対象校：新入小（1 教室）、直方二中（2 教室）。

#### 5. 小中学校電子黒板購入

- 予算額

学校	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
小学校	10. 2. 1. 17	1, 254
中学校	10. 3. 1. 17	1, 672

- 概要

R8 年度からの特別支援学級の増加に伴い、L A N 環境を整備するもの。

対象校：直方南小（1 学級）、直方北小（1 学級）、新入小（1 学級）。

#### 6. 小中学校消火器購入

- 予算額

学校	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
小学校	10. 2. 1. 17	1, 656
中学校	10. 3. 1. 17	672

- 概要

各学校に設置している消火器で耐用年数が経過したものを買い替えるもの。

#### 7. 直方第一中学校消防設備購入（自動火災報知設備）

- 予算額 1, 215 千円（10 款 3 項 1 目 17 節）

- 概要

消防設備点検の結果、自動火災報知設備（受信機）が、「内部基盤不良により、防火戸の作動状況表示に異常があり、火災発生時に確認ができない状態のため、基盤の取替が必要。」との指摘を受けたが、現行設備は、1993 年に製造・設置され、設置後 32 年間が経過しているため、交換部品が製造されていないため、新たに購入し設備更新するもの。

#### 8. 植木中学校チャイム機器購入

- 予算額 763 千円（10 款 3 項 1 目 17 節）

- 概要

学校内でチャイム機器（親時計）によるチャイム音により、同じ時刻を共有し全体行動の管理を行っている。現行設備は内部的にデータを記憶するのではなく、時短時などのチャイム時間変更の際はマークシートを使用し読み込みを行っている。現行設備は1988年に製造・設置され、設置後37年間が経過しているが、マークシートを読み込みきれない、チャイム時間がずれる等の事象が発生し、学校運営に支障をきたしている。また、現行設備のメーカーは廃業しており、交換部品等が製造されておらず、新たに購入し設備更新するもの。

#### 9. 4中学校体育館空調設備整備事業

- 事業費 238,456千円（10款3項4目14節、18節）
- 概要

教育環境の改善及び避難所機能の強化のために国の空調設備整備臨時交付金を活用し、4中学校体育館に空調設備を整備するもの。R8年度夏季からの稼働を予定。

#### 学校教育課

##### 1. 債務負担行為（役務費手数料）

事項	期間	限度額（千円）
外国語指導業務委託料	令和7年度～令和10年度	64,944

#### 文化・スポーツ推進課

##### 1. 繙続費（10款4項12目14節）

事業名	年度	年割額（千円）
ユメニティのおがた及び直方市立図書館 大規模修繕工事	令和7	0
	令和8	1,347,218
	令和9	925,230

##### ① ユメニティのおがた及び直方市立図書館大規模修繕工事

- 予算額 2,245,362千円
- 概要

ユメニティのおがた及び市立図書館について、吊り天井及び外壁、屋根、外構、空調設備、LED照明、トイレ、舞台設備等を2ヵ年かけて全面改修するもの。

② ユメニティのおがた及び直方市立図書館大規模修繕工事

- 予算額 27,086 千円

- 概要

ユメニティのおがた及び市立図書館の大規模改修に伴う工事監理について業務委託するもの。

2. 文化施設管理委託料

- 予算額 5,254 千円 (10 款 4 項 12 目 12 節)

- 概要

指定管理者へ運営管理を委託している文化施設 5 施設の修繕費を補填する。

3. 直方谷尾美術館横土地購入費

- 予算額 17,400 千円 (10 款 4 項 12 目 16 節)

- 概要

直方谷尾美術館北側の隣接する土地について、駐車場用地等に活用するため取得するもの。

4. 直方谷尾美術館事務所移転事業

- 予算額 4,180 千円 (10 款 4 項 12 目 10 節、17 節)

- 概要

直方谷尾美術館は、令和 8 年度から本館を休館し、新館のみでの運営を予定していることから、本館にある事務所を移転するため、必要となる備品等を購入するもの。

5. 直方市立体育館空調設備整備事業

- 事業費 102,600 千円 (10 款 5 項 2 目 14 節)

- 概要

利用者の環境改善及び避難所機能の強化のために、直方市立体育館に空調設備を整備するもの。R8 年度夏季からの稼働を予定。

こども育成課

1. 病児保育事業補助金

- 予算額 8,778 千円 (3 款 2 項 1 目 18 節)

- 概要

病児保育事業費補助金に係る単価の改定のため増額するもの  
(子ども・子育て支援交付金 国費 1/3 県費 1/3)

議案第 18 号

直方市美術館協議会委員の委嘱について

直方市美術館協議会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 11 月 11 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである。

直方市美術館協議会委員（案）

任期：令和7年11月11日～令和9年11月10日

氏名	役職
中込 潤	九州産業大学美術館 学芸室長
能間 瀧次	元直方文化連盟会長
河野 一太	明治町商店街日若写真館店主
森田 秀樹	福岡県美術協会会員
吉松 久仁	直方東小学校 校長
佐竹 真由子	直方第三中学校

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年直方市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「家庭的保育者」の次に「(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)」を加え、「以下同じ。」を削り、「保育士又は」を「保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は」に改める。

第30条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある事業所内保育事業にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

(直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年直方市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28

条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年直方市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年直方市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内」に、「当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

(直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年直方市条例第24号)の一部改正)

新	旧
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第3 3条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第24条 省略 2 家庭的保育者 <u>(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者 をいう。以下同じ。)</u> は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。_____)を修了した <u>保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1)・(2) 省略 3 省略 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士 <u>(認定地方公共団体の 区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定 保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければ	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第3 3条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第24条 省略 2 家庭的保育者_____は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。 <u>以下同じ。</u> )を修了した <u>保育士</u> _____又は <u>保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1)・(2) 省略 3 省略 (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければ

ばならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 省略

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 省略

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

ばならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 省略

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 省略

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある事業所内保育事業にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

2・3 省略

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 省略

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

(直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年直方市条例第22号)の一部改正)

新	旧
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <p>_____</p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 (第3条関係)

(直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年直方市条例第25号)の一部改正)

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)~(10) 省略</p> <p>6 省略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(2)~(10) 省略</p> <p>6 省略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 (第4条関係)

(直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年直方市条例第24号)の一部改正)

新	旧
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 (<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内</u>) にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は<u>当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 (<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域</u>) にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は<u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 直方市文化施設指定管理者の指定について

直方市文化施設指定管理者を次のとおり指定する。

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

ユメニティのおがた

直方市立図書館

直方歳時館

直方市石炭記念館

直方市美術館

### 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所又は所在地

公益財団法人 直方文化青少年協会 理事長 片山 寛詞

直方市大字山部 364 番地 4

### 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 月 日 提出

直方市長 大塚 進 弘

### 提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

# 直方市中学校部活動における地域展開に関する答申

令和7年（2025年）10月

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会

## 答申にあたって

直方市では、少子化の進展に加え、多様化する生活や価値観により、社会的課題がより複雑化していくと予想される状況の中で、市民一人ひとりが夢を持てる、豊かで活力のある持続可能な都市の実現を目指しています。特に、子供の体力低下や、学校・地域・家庭における運動やスポーツに親しむ機会や場所の減少が指摘されており、子供が運動やスポーツを通じて心身の育成や健康増進を図り、いきいきと安心して過ごせる地域社会の実現が望まれています。

このような背景の中、中学校での部活動において、国が地域への移行を推進していることを踏まえ、直方市も実態を踏まえた地域移行に向けた取組みを進めてきました。

直方市教育委員会は、令和6年7月から直方市中学部活動地域移行等検討協議会を4度開催し、中体連専門部会担当者への聞き取り、市内中学校全教員へのアンケート、部活動各種目の顧問によるワークショップにより、中学校部活動にかかる現状と課題を把握するとともに、直方市における今後のロードマップを作成しました。

本委員会は、細部にわたる具体的な検討が必要なことから、本年4月に直方市附属機関設置条例に基づいた諮問機関として設立されました。

これまで、5回の会議を開催し、市内全教員への兼職兼業アンケートやワーキンググループでの個別調査、体育協会加盟団体等への指導者募集説明会を開催するなど、直方市の子どもたちにとってどういったものが適切なのか検討してきました。

今後、新たなガイドライン等が国から示されるものと考えられますが、委員会では部活動を取り巻く直方市の課題と現在の国における議論の方向性を踏まえ、令和8年度以降の部活動地域展開等の推進に関して、特に留意すべきと考える9つのポイントについて以下のとおり答申いたします。

令和7年10月

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会

## 直方市中学校部活動における地域展開に関する答申

- ① 休日における部活動は、令和10年8月までに地域クラブ活動に展開完了すること。

長引く少子化により、中学校の生徒数は大幅に減少しており、学校単位での部活動数や部員数が減少し、チーム編成が困難になるなど、従来の運営体制の維持が難しくなっている。また、教員の献身的な勤務によって部活動が支えられてきたが、部活動指導が長時間勤務の要因となり、教職員の大きな負担となっている。特に、専門外の指導や休日指導による負担は、精神的負担にもつながっている。働き方改革の観点からも、この負担軽減は喫緊の課題となっている。

国が示す次期改革実行期間の前期最終年度となる令和10年8月までに、直方市では休日の部活動を全て地域クラブ活動へと展開することが望ましい。

- ② 平日における部活動は、令和13年8月までに地域クラブ活動に展開を完了すること。

平日の地域展開についても、休日の地域展開と同様の考えに基づき、国の次期改革実行期間の最終年度となる令和13年度までに、直方市では段階的に平日の部活動を地域クラブ活動に展開することが望ましい。ただし、平日教員に代わる指導者の確保が困難であり、練習場所や生徒の移動等休日以上に多くの課題があることから、休日の地域展開が完了した後、学習指導要領の改訂や国による断続的な財政措置等の方向性を見定めて、慎重に進めることが必要である。

- ③ 地域展開を推進するため、専門部署（運営事務局）の設置や総括コーディネーター等の配置を行い、適切な推進体制を整備すること。

部活動の受け皿となる地域クラブの確保及び支援とともに、財源の確保や補助金の配布等、指導者人材バンクの募集や研修、配置等、学校やスポーツ団体等との調整等業務が多岐にわたるため、専門部署（運営事務局）及びコーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが必要である。

- ④ クラブ指導員の人材確保に努めること。

- ・(仮称) 直方市地域クラブ活動指導員人材バンクの設置検討
- ・「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」からの指導者派遣の活用

地域クラブ指導員への任用は、指導ライセンス保有者や指導経験者を優先すべきではあるが、専門的指導が可能な人材だけでなく、活動の見守り等サポート役となる人材の確保についても併せて検討し、地域の人々がそれぞれの力量に応じた関わり方が可能となるよう配慮する必要がある。任用時の研修受講等を検討し、子供たちの心と体の成長を大切にするよう活動の意義を理解することが望まれる。

- ・教員の兼職兼業による指導に向けた環境整備

教員の中には、部活動の指導に大きなやりがいを感じ、引き続き地域クラブ等で指導を継続したいと考えている人が一定程度おり、兼職兼業の届け出を行うことで、指導を認めようとしている。今後は、こうした教員に対し、正当な報酬を支給する仕組みを整備するなどの検討が必要である。この場合の教員とは、市内に勤務する中学校の教員に留まらず、直方市内に在住しているものの市外の中学校に勤務する教員や小学校の教員など幅広く想定することが望ましい。

- ・直方市体育協会加盟団体及び社会人クラブチームからの派遣

直方市体育協会には現在 17 の競技団体が加盟しており、多くの専門的指導が行える人が地域に埋もれている。また、非加盟団体であっても直方市の市民総合大会等に参加しているクラブチームにも同様に指導者が埋もれていると考えられる。指導者の掘り起こしを行うと共に、少しでも多くの人に指導員人材バンクへの登録を促進し、地域全体で子供たちの活動を支えることが必要である。

- ・土日の指導者への報酬は、国のガイドラインに示される報酬と同等の報酬とすること

指導者確保のためには、適切な対価の支払いが不可欠である。継続的な活動を維持するためには、行政においても必要な予算措置を講じることが求められる。

- ⑤ 地域クラブ活動は、複数の中学校の生徒を受け入れる仕組みとすること。

部活動から地域クラブへと変わる際に、単一の学校の生徒のみを対象とすることなく、複数校の生徒を受け入れる仕組みとすることが望ましい。

- ⑥ 地域クラブ活動は、学校施設を使用することを基本としつつ、必要に応じて公共施設等の活用も検討すること。

地域クラブで中学生が活動する際には、主に中学校の施設を使用することを基本とするが、設備が整っている公共施設や市内高校との連携・施設の活用についても検討する必要がある。その際の調整は、運営事務局が担うことが望ましい。

- ⑦ 地域クラブ活動にかかる経費については、できるだけ保護者負担の軽減に努め、新たな支援や財源等を検討すること。

現在部活動では、保護者が一定の費用負担をしており、地域クラブ活動となった場合でも、指導者報酬や施設使用料など受益者負担の考えは継続されることが想定される。しかしながら、負担が過度に大きくなると、生徒の活動機会の減少につながる恐れがあるため、困窮家庭への支援のあり方について検討することが望ましい。また、地域展開を契機として、企業協賛やふるさと納税の活用等、新たな財源の確保策を検討することも期待される。

- ⑧ 市教育委員会が認定する「直方市認定クラブ」制度を設け、活動場所の優先確保や活動費の支援等を行うこと。

認定クラブの認定条件には、中体連や中文連等の大会運営等に協力すること、活動時間の遵守、体罰やハラスメントなど人権侵害行為の排除といった一定の要件を設けることが適当である。また、要件を満たさない場合には、市教育委員会が認定を取り消すことができる仕組みとすることが望ましい。

- ⑨ 種目ごとに関係者（教員、指導者、競技団体等）間で協議を行い、準備が整った種目から順次地域展開を進めること。

部活動は、種目ごとの生徒数や指導可能な人材の有無等、取り巻く環境が異なっているため、関係者間で協議し、準備が整ったクラブから順次地域展開を進めることが望ましい。その際には、各種目の進捗状況を全体で共有するための組織（推進委員会・連絡会議等）を設けることが適当である。また、生徒や保護者への情報発信に努めるとともに、柔軟かつ持続可能な制度構築を図ることが望ましい。

所属組織等	氏名	備考
会長	鬼塚 正栄	大和青藍高等学校教諭
副会長（校長会）	山地 貴博	直方第一中学校校長
直鞍中体連役員（1名以上）	金川 稔	植木中学校
直鞍中体連役員	園田 龍喜	直方第二中学校
教諭	坂田 幸則	直方第三中学校
文化部	有川 渉	直方第二中学校
直方市スポーツ推進委員	黒木 政光	バレーボール公認指導員
直方市体育協会	小林 康雄	ソフトテニス指導者
直方市体育協会	安部 武志	直方市体育協会事務局長
事務局長	船越 健児	文化・スポーツ推進課課長
事務局	林 教司	学校教育課課長
	大田 雄一	学校教育課指導主事
	和田 豊	スポーツ推進係係長
	島村 辰法	スポーツ推進係